

REPORT 2014

The Kofu Shinkin Bank

ごあいさつ



平素は、甲府信用金庫に対し格別のご愛顧を賜り、心より御礼申しあげます。

ここに、当金庫の経営方針、平成25年度の業績や活動状況などをわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「REPORT2014」を作成しましたので、ご高覧いただき、当金庫に対する皆さまのご理解を一層深めていただければ幸いです。

平成25年度のわが国経済は、いわゆる「アベノミクス」の効果に加え、日本銀行による「量的・質的金融緩和」政策により、金融市場や実体経済に持ち直しの動きが高まるとともに、消費税率引上げ前の駆け込み需要により個人消費も堅調に推移したことから、景気は緩やかに回復基調へと向かいました。

このような経済環境のなか、平成25年度は中期経営計画“きずな2012”（計画期間：平成24年4月～平成27年3月）の2年度目として、地域の皆様から「親しまれ信頼される信用金庫」を目指し、「課題解決型金融の強化」「独自性のさらなる発揮」「永続性ある経営の確立」を基本方針として、全役員が一丸となり、各種重点施策に取り組んでまいりました。

景気に明るい兆しが見え始めたものの、多くの中小企業がその恩恵を受けられず、依然として厳しい経営環境にあります。こうした中、当金庫は、当金庫ならではの「地元力」と充実した渉外力を活かし、積極的に金融仲介機能を果たすことで地域経済の発展に寄与してまいります。

当金庫では、新本店・本部棟の平成27年5月新築移転に向け、建築を進めておりますが、こうした事業を契機として、さらなる飛躍を目指すとともに、これからも皆さまへの感謝の気持ちを忘れず、お役に立てるよう努めてまいります。今後とも、なお一層のご支援ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

平成 26 年 7 月

理事長

坂本 力





現本店・本部棟

目次

○ごあいさつ	○総代会制度	18
○基本理念・経営計画	○CSR（企業の社会的責任）と文化・社会的貢献活動	21
○内部管理基本方針および融資基本方針	○中小企業の経営支援および地域活性化のための取組状況	24
○平成25年度の事業の概況	○法令遵守の体制	28
○主要事業指標の推移	○顧客保護等管理態勢	29
○事業の内容	○リスク管理の状況	31
○営業のご案内	○金融円滑化への対応	35
○手数料一覧	○ネットワーク	36
○役員一覧、事業の組織、子会社	○教育研修制度、福利厚生	38
○あゆみ	○資料編	39
○この1年のトピックス等	○開示項目一覧	60

新本店・本部棟建設地
(平成27年5月完成予定)

基本理念・経営計画

基本理念

当金庫は、大正7年5月4日、当時の甲府商業会議所（現甲府商工会議所）および甲府市議会の議員有志の方々により、中小零細企業の金融の円滑化を図るため設立されました。

以来96年、「地元との共存共栄」の精神のもと、3つの基本理念を掲げ、積極的かつ堅実な経営を展開しています。

地元中小企業の健全な発展

豊かな県民生活の実現

地域社会繁栄への奉仕

経営計画～“親しまれ信頼される信用金庫”を目指して～

中期経営計画 “きずな2012”

当金庫は、平成24年4月から平成27年3月までを計画期間とする中期経営計画“きずな2012”を策定し、「親しまれ信頼される信用金庫」を目指すべき姿として位置付け、「課題解決型金融の強化」「独自性のさらなる発揮」「持続性ある経営の確立」の3つを基本方針として、以下の具体的方策に取り組んでいます。

計画理念

当金庫が地域の様々な主体を結び付ける役割（「きずな（絆）」）を発揮し、お客さま満足度が向上する金融サービスを提供することにより、新たな資金需要を生み出し、地域社会の持続的な発展に貢献することを目指す。

基本方針

- (1) 地域金融機関として、課題解決型金融への取組み等を通じて、地域活性化や地域の持続的な発展を目指す。（“共助”の推進）
- (2) 協同組織金融機関として、信用金庫の独自性をさらに発揮する。
- (3) 人材の育成、内部管理態勢の整備および経営効率の向上等により、持続性ある経営の確立に努める。

具体的方策

1. 課題解決型金融の強化

- (1) 地域主体との連携強化
地域の情報仲介・発信機能の担い手、地域関係機関との連携強化、地域における“共助”の推進
- (2) 地域住民への情報発信強化
個人のライフサイクル支援、健全な生活設計の支援、青少年への金融教育、高齢者の課題対応
- (3) 営業態勢の見直し
コンサルティング機能強化、新成長分野への進出支援、専担者の充実等

2. 独自性のさらなる発揮

- (1) 高密度経営の徹底
充実した対面チャネルを活かす取組みの推進、地域の面的再生・活性化に向けた取組み強化
- (2) 会員満足度の向上
長期安定的な金融機能の提供、会員組織の強化、中小企業・会員・地域間の架け橋
- (3) 業界総合力の活用
地域を超えた広域連携の推進、金融サービスやシステム等の共同開発・利用、規模のメリット追及

3. 持続性ある経営の確立

- (1) 地域を支える信用金庫人の育成
課題解決型金融・新成長分野等への進出支援を担う人材の育成
- (2) 内部管理態勢・情報開示の充実・強化
リスク管理・法令等遵守態勢の強化、顧客利便性の向上と顧客保護の重視、経営の透明性確保
- (3) 経営効率の向上
経営資源の選択と集中による収益源の確保、業務の標準化による効率化

平成26年度 経営計画

平成26年度は、中期経営計画“きずな2012”の最終年度として、地域社会の持続的な発展への貢献という中期経営計画の理念を具現化するために、以下の重点施策に全役職員が一丸となって取り組んでいます。

営業面での 重点施策

1. 新規融資取組みの強化
2. 事業先の開拓・深耕、経営支援
（コンサルティング機能）への取組み強化
3. 課題対応型融資の推進
4. 個人のライフサイクル支援強化
5. 健全な消費性資金の供給
6. 地域の再生・活性化への取組み強化

態勢面での 重点施策

1. 顧客保護管理態勢の強化
2. 内部管理態勢の強化
3. 人材の育成
4. 業務効率化への取組み
5. 余裕資金運用におけるリスクとリターンの効率化
6. 会員（顧客）満足度の向上

内部管理基本方針および融資基本方針

内部管理基本方針

当金庫では、下記のとおり「内部管理基本方針」を定め、業務の健全性・適切性の確保に努めています。

(目的)

第1 この方針は、当金庫の業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備について定め、もって社会的責任と公共的使命の達成に資することを目的とする。

(個別事項)

第2 内部管理基本方針に係る個別事項は、信用金庫法第36条および同法施行規則第23条に規定する以下の項目とする。

1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性・適切性を確保するための最重要課題のひとつとして位置付け、「甲府信用金庫行動綱領」「法令等遵守方針」「コンプライアンス規定」および「反社会的勢力に対する基本方針」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法を具体的に示した「コンプライアンス・マニュアル」および同マニュアルの具体的な実践計画を示した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。

(2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理するコンプライアンス統括部門を設けるとともに、各店舗課に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図る。

また、公益通報者保護の窓口として、役職員が法令違反行為が生じまたは生じようとしていることを知った場合に、所属店舗課の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門に通報・相談することができる相談窓口を設置する。

(3) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を常勤理事会に報告するとともに、必要に応じて被監査部署および当該部署の統括部署に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

(4) コンプライアンス上重大な違反をした職員に対しては、コンプライアンス委員会が当該職員の措置に関する事項を決定し、理事長に回議する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 理事の職務の執行に係る情報は、「文書取扱規定」等の規定に基づき適切に保存・管理する。

(2) 理事会、常勤理事会、店舗長会議、各委員会については、開催の都度各々の規定の定めるところにより議事録を作成し、適切に保存・管理する。

(3) 理事および監事は、これらの文書を常時閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、リスク管理の基本規定として「リスク管理の基本方針」を策定するとともに、リスクカテゴリーごとのリスクの特性に応じた管理方針等を策定する。

また、大規模自然災害、重大なシステム障害、風評リスク等緊急事態発生時に生じうる損害や影響を最小限に抑えるため、「危機管理マニュアル」を策定し、対応態勢を整備する。

(2) 各種リスクを一元的に管理するリスク統括部門は、当金庫のリスクの状況を定期的または必要に応じて随時常勤理事会に報告する。

(3) リスク管理上重大な問題が発生した場合、リスク統括部門の責任者は速やかにリスク管理委員会を招集して対応策を協議し、その結果を常勤理事会および理事会に報告または付議する。

(4) 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を必要に応じ常勤理事会に報告するとともに、被監査部署および当該部署の統括部署に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常勤理事会」を一体化した意思決定・監督機関と位置付け、各々の運営および付議事項等は「理事会規定(「付議基準」・「報告基準」を含む。)」および「常勤理事会規定」に定める。

(2) 理事会は、機関、職制、事務分掌、権限委任等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。

(3) 理事会は、経営方針、経営計画、業務態勢に係る基本方針等を定め、具体的な対応は常勤理事会、担当理事等の判断に委ねる。

5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

(1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。

(2) 監事がその職務を補助する職員の配置を求めた場合は、常勤理事会において協議の上、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

(1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないものとする。

(2) 監事の職務を補助すべき職員の人事に関する事項については、監事と意見交換を実施のうえ行うものとする。

7. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

(1) 理事は、当庫もしくは子会社等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、および理事の職務遂行に関して不正行為や法令・定款に違反する行為を認知した場合は、遅滞なく監事に報告する。

(2) コンプライアンス統括部門は、公益通報者保護管理制

- 度による法令違反の疑いのある行為等の通報状況を、速やかに監事に報告する。
- (3) 内部監査部門は、実施した内部監査結果を速やかに監事に報告する。
- (4) 監事は、理事および職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができる。
- (5) 監事は、理事会のほか、常勤理事会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し、報告を求めることができる。
8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監事は、監事会規則および監事監査基準に基づく、理事会・常勤理事会その他重要な会議への出席、内部監査部門・会計監査人等との連携を通じ、実効ある監査を行う。
- (2) 監事会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部の専門家を活用する。
9. 当庫およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社においても、業務決定および相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置し、かつ、業務が適正に行われるよう、子会社の非常勤取締役および非常勤監査役を当庫の理事または監事が兼務する。
- (2) 子会社の社長は、重要な業務の執行状況を必要に応じ随時常勤理事会に報告する。
- (3) 子会社においても、コンプライアンスに関する規定を制定し、コンプライアンス責任者を配置する。
- (職員への周知)
- 第3 本基本方針の目的および内容については、職員に対し適時・適切に周知するものとする。
- 以上

融資の基本方針（クレジット・ポリシー）

当金庫は、融資業務の基本方針（クレジット・ポリシー）を次のとおり定め、これに基づく健全な融資により、地域社会の発展に貢献するとともに、「地元の皆さまから親しまれ信頼される信用金庫」を目指します。

1. 融資の目的
- 当金庫は、「地元との共存共栄」を基本理念とし、地元中小企業や個人の皆さまへの必要な資金の安定的提供および支援活動に取り組み、地域社会の繁栄に貢献します。
2. コンプライアンスの徹底（法令等遵守）
- 当金庫は、社会的責任と公共的使命を自覚し、各種法令、規則、社会規範などを遵守するとともに、健全な倫理観に基づく融資により、地域社会における信用と信頼を高めます。
3. 公正・公平な融資慣行の確立
- 当金庫は、公正・公平な融資慣行を確立するため、以下のことを遵守します。
- (1) 当金庫は、反社会的勢力に対する融資は行いません。
- (2) お客さまとの節度ある関係を保ち、貸し手としての立場を利用するなどの不公平な融資は行いません。
- (3) お客さまの返済能力などを十分に検討し、担保や保証に過度に依存する融資は行いません。
- (4) 事業性の融資については、原則として、その事業の経営に携わらない第三者個人の連帯保証を求めません。また、経営者保証に関しては、平成25年12月5日、経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえた適切な対応を行うこととし、本ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくよう誠実に取り組んでまいります。
- (5) 小口・多数融資を心がけ、特定の業種やお客さまへの過度な集中はいたしません。
4. 適切な説明の励行
- 当金庫は、融資にあたり、お客さまの知識・経験・財産などの状況を踏まえ、適切な説明を行います。
5. 適正収益の確保
- 当金庫は、皆さまから信頼される金融機関であり続けるために、適切なリスク管理により健全性の維持・向上を図るとともに、リスクに見合った適正収益の確保に努めます。
- 以上

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当金庫では、融資取引における保証契約につきまして、保証契約の必要性の合理的な説明、契約内容の具体的なかつ丁寧な説明に取り組むとともに、担保・保証に過度に依存しない融資慣行の確立に努めてまいりました。

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会および日本商工会議所）が、平成25年12月5日公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当金庫は、本「ガイドライン」を自発的に尊重し、遵守することとし、平成26年2月1日の適用開始にむけて、必要な態勢整備を実施致しました。

今後、お客さまとの保証契約の締結もしくは保証契約の見直し時等、また、保証人のお客さまが本「ガイドライン」に則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本「ガイドライン」の趣旨を尊重し、誠実に対応するよう努めてまいります。

平成 25 年度の事業の概況

経営環境

平成 25 年度の方が国経済は、いわゆるアベノミクスの効果に加えて、日本銀行による「量的・質的金融緩和」という異次元の政策が効果を発揮し、金融市場や実体経済に持ち直しの動きが強まってきました。各種経済対策の効果により国内投資が高まり、消費マインドの改善や、消費税率引上げ前の駆け込み需要の要因から、個人消費も堅調に推移し、さらに、海外経済の持ち直しも加わり、景気は緩やかに回復基調へと向かいました。

県内経済においても、各種経済統計などでの総括判断は総じて上方修正されており、リニア中央新幹線の新駅設置場所の公表や富士山の世界文化遺産登録など、地域経済の成長に向けた動きも見られました。一方では、電気料金の値上げや円安による原材料の高止まり、2月の大雪被害などの懸念される要因もあるうえ、今後は消費税率引き上げによる需要の反動減の影響も心配されることです。

以上のとおり、一部に明るい兆しが見え始めたものの、経営環境は依然として厳しい状況が続きました。

預 金

預金の期末残高は、前期比 35 億円 (0.9%) 増加し、3,844 億円となりました。

個人を対象とした「がんばれ！ヴァンフォーレ甲府定期預金」や「新型複利定期預金」、退職者を対象とした「退職金専用定期預金」、相続を対象とした「相続専用定期預金」の販売が順調であったことから、個人の定期預金が 44 億円増加したことが主因でした。

融 資

融資の期末残高は、前期比 23 億円 (△ 1.3%) 減少し、1,753 億円となりました。

個人向け融資については、住宅ローン、カードローン、消費者ローンに積極的に取り組んだ結果 14 億円 (3.2%) 増加しました。

一方で、事業性融資については、太陽光発電等の成長分野への融資は増加いたしました。既存先企業の資金需要の低迷から、法人融資全体では 30 億円の減少となりました。

有価証券

有価証券の期末残高は、前期比 30 億円 (2.2%) 増加し、1,414 億円となりました。安全性・収益性・流動性を重視するとともに、金利・株価・為替の動向を注視しながら、国債・公社債等の債券を中心に運用を行いました。

損益状況

損益状況につきましては、資金の効率的運用や一層の経費節減など、収益体質の強化に努めました。国内経済は持ち直しの動きが高まってきたものの、主要な取引先である中小企業の経営環境は厳しい状況が続いており、資金需要の低迷を主因とした貸出金の減少や利回りの低下により貸出金利息が減少するなど、当金庫の収益環境も厳しい状況で推移しました。このような環境下において、業務の改善による効率化や余裕資金運用による利益の確保を図る一方で、不良債権処理にも適切に対応し資産内容の健全化に努めました。

その結果、経常収益は 7,075 百万円、貸出金償却を含めた経常費用は 6,069 百万円となり、経常利益は 1,005 百万円の計上となりました。

特別損失 13 百万円を差し引いた税引前当期純利益は 992 百万円となり、さらに法人税等調整額を 81 百万円含む法人税等合計を差し引いた税引後当期純利益は、前期比 244 百万円減少し、904 百万円となりました。

自己資本比率

自己資本比率につきましては、15.41%となり、国内基準である 4%を大きく上回る水準を維持しています。

主要事業指標の推移

主要勘定残高

(単位:百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
預金積金残高	354,259	363,829	371,171	380,864	384,402
貸出金残高	182,165	183,330	178,563	177,771	175,393
有価証券残高	105,846	109,731	125,034	138,385	141,453
純資産額	15,348	17,010	18,917	21,018	21,572
総資産額	378,477	389,047	397,450	409,158	414,051

損 益

(単位:百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
経常収益	8,428	7,603	7,724	7,229	7,075
業務純益	2,369	2,724	1,922	2,037	1,905
経常利益	873	1,379	1,404	1,238	1,005
当期純利益	1,311	1,726	1,755	1,149	904

自己資本比率

(単位:%)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
単体自己資本比率	10.53	11.90	13.80	14.76	15.41

出資金

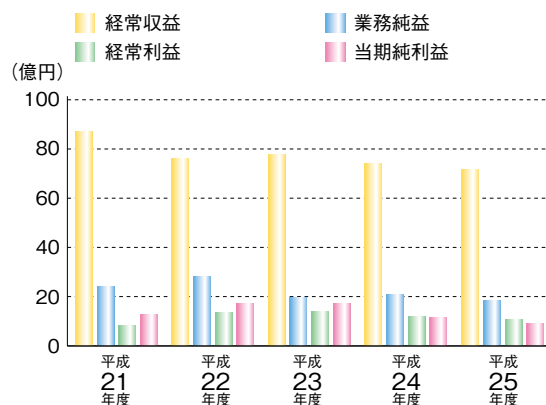
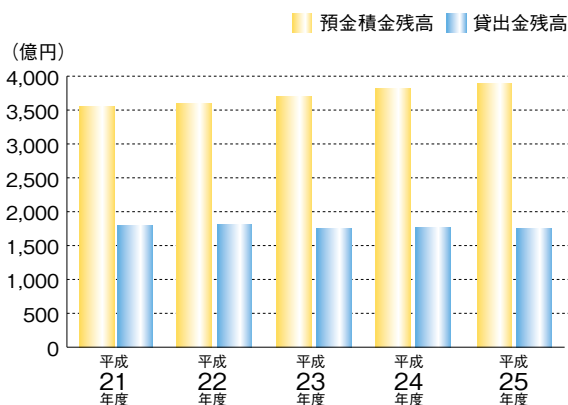
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
会員数 (人)	35,878	36,219	36,735	36,550	36,341
出資総口数 (千口)	36,641	36,817	37,101	36,988	36,795
出資総額 (百万円)	1,832	1,840	1,855	1,849	1,839
配当金 (百万円)	54	54	55	55	55
出資 1 口当たりの配当金 (円)	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50

※出資1口当たりの金額は50円です。

店舗および役職員数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
店舗数 (店)	25	25	25	25	25
役員数 (人)	13	13	13	13	13
うち常勤役員数 (人)	8	8	8	8	7
職員数 (人)	400	393	388	379	371

預金積金残高・貸出金残高の推移



事業の内容

当金庫の概要 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

名称	甲府信用金庫
本店	〒400-0031 甲府市丸の内2丁目17番6号 TEL 055-222-0231 (代表)
創立	大正7年5月4日
会員数	36,341人
出資金	1,839百万円
預金	384,402百万円
貸出金	175,393百万円
自己資本比率	15.41%
常勤役員数	378人
店舗数	25店舗

主要な事業の内容 (平成 26 年 7 月 1 日現在)

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等を取り扱っています。

2. 貸出業務

- (1) 貸付 手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っています。
- (2) 手形割引 商業手形等の割引を取り扱っています。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。

4. 為替業務

- (1) 内国為替業務 送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っています。
- (2) 外国為替業務 輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を取り扱っています。

5. 附帯業務

- (1) 代理業務 ①日本銀行歳入代理店 ②地方公共団体の公金取扱業務
③日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、信金中央金庫等の代理貸付業務
- (2) 保護預りおよび貸金庫業務
- (3) 債務の保証
- (4) 両替
- (5) 国債等公共債および投資信託の窓口販売
- (6) 保険商品の窓口販売
- (7) スポーツ振興くじ(toto)の払戻し
- (8) 電子債権記録業に係る業務

営業のご案内 (平成26年7月1日現在)

預 金

ご預金の名称	特 色	お預入れ期間	お預入れ金額
当座預金	お支払いに、手形・小切手をご利用いただける安全で機能的な預金です。会社・商店など、ご商売に最適です。	期間の定めなし	1円以上
普通預金	出し入れ自由で、お財布がわりにご利用いただける便利で手軽な預金です。キャッシュカードをセットすると一層便利です。	期間の定めなし	1円以上
総合口座	普通預金または普通預金(無利息型)に、定期預金と自動融資がセットされ、「貯める」「支払う」「借りる」が一冊の通帳でできる便利な預金です。(個人の方のみで、自動融資最高限度額は200万円です。)	普通預金 = 定めなし 定期預金 = 各種定期預金の期間どおり (全て自動継続扱い)	普通預金 = 1円以上 定期預金 = 各種定期預金の金額どおり
普通預金 (無利息)	利息はつきませんが、預金保険制度により、預金の全額が保護されます。個人のお客さまにつきましては、総合口座のお取り扱いができます。	期間の定めなし	1円以上
貯蓄預金 "スーパー貯蓄"	出し入れ自由で、預金残高に応じた段階金利が適用される預金です。キャッシュカードによりATMでの入出金もご利用できます。	期間の定めなし	1円以上
通知預金	7日間の据置期間後は、いつでも払戻し可能な預金です。	7日以上	1万円以上
一括贈与教育預金	国の「教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置」による教育資金贈与の非課税枠を活用した、若年世代への資産移転を目的とした預金です。	普通預金・貯蓄預金 (期間の定めなし) 定期預金 8年 (据置期間 6か月)	1円以上
外貨預金	普通預金・定期預金とも米ドル建・ユーロ建をお取り扱いしています。為替相場の動向次第で有利な資産運用が可能です。為替変動により元本割れのリスクがあります。また、預金保険制度の対象外です。	普通預金：定めなし 定期預金：1か月～1年	普通預金 = 1米ドル以上 1ユーロ以上 定期預金 = 100米ドル以上 100ユーロ以上
定期預金	まとまった資金を大きく育てるのにお勧めする預金です。自動継続扱いと非自動継続扱いがあります。「期日指定定期預金」「スーパー定期」「変動金利定期預金」につきましては、ATM機でもお預入れができます。ATM機での定期預金は、契約時の店頭表示金利+0.01%の金利が設定され、便利と同時に有利です。		
新型複利定期預金	個人のお客さまを対象とした定期預金です。最長預入期間5年ですが、半年据置後のお支払は、満期扱いとなり、金額または一部支払によりお受取が可能です。また、一部支払は何回でもできますので、まとまった資金の安定運用に適した商品です。	最長5年 (据置期間6か月)	1万円以上
相続定期預金	個人のお客さまを対象とした定期預金です。被相続人さまから相続を受けた金銭を原資としてお預けいただく定期預金です。3か月定期預金と新型複利定期預金からお選びいただけます。また、当初3か月定期預金としてお預けいただいた後に新型複利定期預金へのお替替も可能です。	3か月または5年	1万円以上
期日指定定期預金	1年複利のお得な定期預金です。1年経過後は、満期日を自由に指定することができます。また、1万円以上(元金)の一部お引き出しができます。	1年以上 (最長3年)	証書式 = 1千円以上 通帳式 = 1万円以上
スーパー定期	短期または長期のご計画に合わせて、資金を大きく育てる定期預金です。3百万円未満と3百万円以上の2段階の金利設定です。	1か月～8年 (満期日指定方式可)	証書式 = 1千円以上 通帳式 = 1万円以上
変動金利定期預金	適用金利が、市場金利の変動に応じて、お預け入れ日から6か月ごとに見直される定期預金です。	1年～3年 (満期日指定方式可)	証書式 = 1千円以上 通帳式 = 1万円以上
大口定期預金	大きな資金を、短期または長期のご計画に合わせて、大きく育てる高利回りの定期預金です。	1か月～8年 (満期日指定方式可)	1千万円以上
退職金専用定期預金	退職金のお受取から1年以内の方を対象として、金利を上乗せする定期預金です。あわせて、年金受給口座を当金庫にご指定(またはご予約)いただいた方には、さらに金利を上乗せします。	3か月または3年	300万円以上退職金のお受取金額以内
[安全運転SD]定期預金	一定条件を満たしたSDカード(安全運転の証)を保有されている方には、契約時のスーパー定期預金の店頭表示金利に0.04%を上乗せした金利を設定します。	3年	100万円～300万円
介護支援定期預金	各市町村の「要介護・要支援」認定を受けた方および同居のご家族の方のみにご利用いただける定期預金です。契約時のスーパー定期の店頭表示金利に0.3%上乗せした金利を設定します。	1年 (自動継続扱い不可)	10万円～300万円
定期積金	毎月計画的に積み立て、満期時にまとまったお金を受け取ることができる計画貯蓄に最適な積金です。		
スーパー積金	ライフサイクルによる生活設計や事業計画に合わせて、いざという時の備えまたは資産形成のために最適です。また、積立期間3年未満と3年以上の2段階の金利設定です。	12～60か月 (1か月単位で指定可)	掛金1千円以上

ご預金の名称	特 色	お預入れ期間	お預入れ金額
財形預金	毎月の給与から天引きにより積み立てる預金です。ご契約できる方は、財形預金取扱企業の勤労者に限られます。 「財形年金預金」と「財形住宅預金」との合計で、550万円まで非課税扱いとなります。		
一般財形預金	目的自由の預金です。なお、お預入れ限度額に上限はありませんが、お利息は課税扱いとなります。	3年以上	1千円以上
財形年金預金	60歳退職後、余裕のある暮らしのために、お積立額とお利息を年金形式で受け取る預金です。ご契約時55歳未満の勤労者に限られます。	積立=5年以上 年金受取=5~20年	1千円以上
財形住宅預金	住宅を目的として積み立てる預金です。 ご契約時55歳未満の勤労者に限られます。	5年以上	1千円以上

お勧め商品の紹介①

甲府しんきん相続定期預金

平成26年2月3日～平成27年1月30日までのお取扱いで、個人のお客さままで被相続人から相続を受けた金銭を原資としてお預けいただく定期預金です。お預入金額は1万円以上、3か月定期預金と新型複利定期預金からお選びいただけます。また、当初3か月定期預金としてお預けいただいた後に新型複利定期預金へのお書替も可能です。

相続専用定期預金は、県内金融機関では初めて取扱いを開始しており、被相続人さまから相続された大切なご預金を有利な金利で運用することができる商品です。



第20回がんばれ！ヴァンフォーレ甲府定期預金

平成26年6月2日～平成26年8月29日までのお取扱いで、新型複利定期預金(キャンペーン金利商品)としてお預けいただきます。お客さまからお預かりした定期預金の総額の0.01%(最高100万円)をチーム強化費としてヴァンフォーレ甲府に寄贈いたします。

この商品は、ヴァンフォーレ甲府がJFL時代の平成7年から販売を開始し、今年で20回目の取扱いになります。毎回、多くのお客さまから好評をいただいている商品です。今回は、20回目の販売を記念して、抽選で、監督・全選手のサイン入りレプリカユニフォーム等のヴァンフォーレ甲府関連グッズをプレゼントいたします。



「ヴァンくん」通帳・ICキャッシュカード、がんばれ！ヴァンフォーレ甲府定期預金証書

ヴァンフォーレ甲府のマスコット「ヴァンくん」の総合口座通帳・ICキャッシュカード、がんばれ！ヴァンフォーレ甲府定期預金証書を取り扱っています(個人のお客さま専用となります。また、総合口座通帳につきましては、未成年のお客さまにも、普通預金口座としてご利用いただけます)。「ヴァンくん」同様、お客さまからご好評をいただいています。

退職金専用定期預金

平成25年12月2日～平成26年11月28日までのお取扱いで、退職金のお受取から1年以内の方を対象とした、永年の当金庫ファンのお客さまに感謝をこめて金利を上乗せするプレミアム商品です。また、当金庫に年金受取口座をご指定(またはご予約)いただいた方には、さらに金利を上乗せします。



融 資

ご融資の名称	特 色	期間(上限)	金額(上限)
手形割引	お客さまのお手持ちの手形を買い取るにより、資金をご融通します。		
でんさい割引	お客さまが取得された「電子債権」の全部または一部を当金庫に譲渡することにより、資金をご融資します。		
手形貸付	運転資金など、短期的な資金需要にお応えするご融資です。		
外貨融資	米ドル(US\$)建てのご融資もご利用いただけます。		
証書貸付	長期的な資金需要にお応えするご融資で、月々のご返済をいただきます。		
事業者向け	証書貸付の中で、事業者の皆さまへのご融資として定型化した商品の主なものは次のとおりです。		
甲府しんきん成長 基盤応援ファンド	当金庫が定めた 14 の具体的施策に基づいた成長分野にかかる新規事業に必要な資金をご融資します。	1年～15年	100万円～7億円
甲しんアクティブ サポート	「無担保」「第三者保証人不要」の事業性融資商品です。農業法人・個人農業者の方にもご利用可能で、運転資金・設備資金のほか、旧債務返済資金としてもご利用可能です。	1年以上7年以内 手形貸付の場合 6か月以内	3,000万円 (個人事業主 は2,000万円以内)
プレミアムサポート	中小企業向けのビジネスローン(信用保証協会保証付)です。担保および第三者保証人は必要ありません。	10年	1億円
甲府しんきん創業 支援融資	これから創業される方、または、創業後2年以内の方がご利用いただけます。(信用保証協会保証付)	7年	1,000万円
ビジネスローン 「甲しん応円団」	担保・保証人不要、所得・資金の使途確認資料も不要、個人事業者の方のビジネスニーズに幅広くお応えします。	7年	300万円
個人向け	証書貸付の中で、個人の皆さまへのご融資として定型化した商品の主なものは次のとおりです。		
住宅ローン	住宅の新築・増改築、建売住宅・中古住宅・マンション購入資金など、マイホームプラン実現にご利用いただけます。		
金利(固定・変動)選択型住宅 ローン	固定金利(期間3年・5年の2種類)または変動金利(期間任意)のどちらかを自由に選択できる住宅ローンです。長期療養などの事由により収入が減少したときのために、債務返済支援付の住宅ローンもご利用いただけます。		
(一社)しんきん保証 基金保証付住宅ローン	原則として保証人は不要です。固定金利(期間3年・5年・10年の3種類)または、変動金利(期間任意)のどちらかを自由に選択できる住宅ローンです。	35年	5,000万円
全国保証(株)保証 付住宅ローン	原則として保証人は不要です。固定金利(期間3年・5年・10年の3種類)または、変動金利(期間任意)を選択することができ、ガン団信付もご利用いただける安心の住宅ローンです。		
リフォームローン 「甲しん住まいリ ング」	(株)ジャックスの保証により、原則無担保、無保証人のリフォームローンです。産業用の太陽光発電やエコ関連リフォーム資金、在宅介護・バリアフリー対応リフォームのほか、その他のリフォーム資金全般に関する資金、加えて住宅ローンのお借換えにも対応した商品です。	20年以内	2,000万円
教育ローン	短大・大学等の入学金、授業料、家賃など、お子さまの教育プランにご利用いただけます。		
進学プラン	必要な資金を一括してご融資する教育ローンです。お子さまが在学中は、元金のご返済を据え置くことができます。	10年 (据置期間最 長4年7か 月以内)	500万円
甲府しんきん教育 カードローン	ご子弟に就学生をお持ちのお客さまを応援する在学資金を含めた教育資金全般をサポートするためのカードローンです。据置期間を含め最長14年9ヶ月間(元金返済期間最長10年間)ご利用いただける商品です。	14年9ヶ月 (元金返済期間 最大10年)	300万円
消費者ローン	車、耐久消費財などの購入、旅行資金など、豊かな暮らし作りのためにご利用いただけます。		
個人ローン	「欲しいものを、欲しいときに」、お気軽にご利用いただけます。	8年 (据置6か 月以内)	500万円
カーライフプラン	新車・中古車の購入、免許取得費用、車検および修理費用など、車に関することなら何でもご利用いただけるローンです。	8年 (据置6か 月以内)	500万円
使えるじゃん	お使いみち自由です。手軽で迅速なご回答を行います。	8年	300万円
フリーローン 「甲しん応円団」	担保・保証人不要、所得・資金の使途確認資料も不要、アルバイト・専業主婦の方もOK。もちろんお使いみち自由です。	7年	300万円

ご融資の名称	特 色	期間(上限)	金額(上限)
当座貸越	貸越契約を結ぶことにより、預金残高がなくても、一定の限度額内で繰り返しご利用いただけるご融資です。		
事業者向け	当座貸越の中で、事業者の皆さまへのご融資として定型化した商品の主なものは次のとおりです。		
事業者カードローン “甲しんバックアップ”	事業資金であれば使いみち自由です。急に資金が必要なときも、カード1枚でお気軽にご利用いただけます。	2年 (更新継続可)	2,000万円
ダイナミックローン	事業に必要な資金を、一定限度額の枠内で、反復・継続してご利用いただけます。	2年 (更新継続可)	2億8,000万円
個人向け	当座貸越の中で、個人の皆さまへのご融資として定型化した商品の主なものは次のとおりです。		
カードローン “モア クイック”	お使いみちは自由です。カード1枚でお気軽にキャッシングができます。しんきんネットサービスにより、他金融機関のCD・ATMもご利用いただけます。	3年 (自動更新)	100万円
カードローン “しんきんきゃつする500”	お使いみち自由で最高500万円までご利用でき、専業主婦・パート・アルバイトの方のお申込みも可能な商品です。利用限度額の範囲内であれば繰り返しご利用いただくことができます。	5年 (自動更新)	500万円
カードローン “シルバーきゃつする”	年金受給者専用のカードローン商品です。50万円の利用限度額の範囲内であれば繰り返しご利用いただくことができます。また、当金庫を通じて年金をお受取りになっているお客さまへの優遇金利制度も設けています。	5年 (自動更新)	50万円
代理業務融資	(株)日本政策金融公庫など、政府系金融機関のご融資がご利用いただけます。		
制度融資	山梨県をはじめ、各市町村(一部取扱いができない場合もございます)の制度融資がご利用いただけます。		

◎なお、各ご融資には担保、保証等各種の条件が付されています。

お勧め商品の紹介②



甲府しんきん成長基盤応援ファンド

地域未来を支える成長基盤分野にかかる個別企業のお客さまを対象とした事業性融資商品です。日本銀行が「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」で例示した各成長基盤分野のうち、当金庫が定めた14の具体的施策に基づいた新規事業や設備事業に対し、ご活用いただけます。

また、成長基盤分野への小口資金の利用促進を目的として、ご利用金額は100万円以上7億円以下と様々な成長分野に係る設備資金・運転資金にご利用いただくことができます。

甲しんアクティブ・サポート



オリックス㈱の保証による「無担保」「第三者保証人不要」の事業性融資商品です。農業法人・個人農業者の方にもご利用可能であり、運転資金・設備資金のほか、旧債返済資金としてもご利用可能です。ご利用金額は3,000万円以内、ご利用期間は7年以内であり、手形貸付でのご利用も可能となっております。お申し込みから原則3営業日以内に審査結果をご通知致します。

甲府しんきんの住宅ローン

住宅の新築はもちろん、リフォーム、借換資金にもご利用いただけます。お取引状況をはじめとした適用条件を満たされたお客さまには、店頭表示金利から一定金利を割引します。また、建物が「エコ住宅」や「県産材」を利用した新築住宅に該当する場合は、さらに金利を割引します。

リフォームローン「甲しん住まいリング」

産業用の太陽光発電やエコ関連リフォーム資金、在宅介護・バリアフリー対応リフォームのほか、その他のリフォーム全般に関する資金、加えて住宅ローンのお借換えにも対応した融資商品です。

㈱ジャックスの保証により、原則無担保・無保証人となっており、ご融資金額は最大2,000万円まで、ご融資期間は最長20年までの長期のご返済が可能な商品です。



カードローン「甲府しんきん教育カードローン」

個人のお客さまを対象とした、㈱オリエントコーポレーションの保証による担保・保証人不要で低利な教育資金専用カードローンです。

お使い道は、在学資金(仕送り費用)を含む教育資金全般にご利用いただけます。最大ご利用可能金額は300万円。大学卒業年の5月まで据置期間が可能で、据置期間を含む最長14年9ヶ月(元金返済期間は、最長10年となります)にわたりご利用いただける商品です。

カードローン「しんきんきゃつする500」

個人のお客さまを対象とした、信金ギャランティ㈱の保証による担保・保証人不要のカードローンです。

お使い道は自由で、パート・アルバイト・専業主婦のお客さまもお申込みいただけます。最大利用可能金額は500万円。返済方法は、利用残高に応じた返済金額を設定させていただきます。



各種機能サービス

機能サービスの名称	機能サービスの内容	利用料
キャッシュサービス	カード1枚で、当金庫の本支店はもちろん、全国の信用金庫ならびに郵便局での入出金、その他提携金融機関(都市銀行から農協までほとんどの金融機関)の自動機による出金取引ができます。なお、「しんきんゼロネットサービス」により全国の信用金庫の自動機手数料が無料となりました。(時間帯曜日等により手数料が必要となる場合があります。)	一部有料
デビットカードサービス	キャッシュカードで、ジェイ・デビット(J-Debit)の加盟店における買物等代金のお支払いにご利用いただけます。	無料
自動受取り	現金授受の煩わしさがなく、安全確実に指定口座でのお受け取りがご利用いただけます。	
年金受取り	国民年金、厚生年金、共済年金等の大切な年金が、毎回自動的に指定口座に振り込まれます。	無料
給与受取り	毎月の給料やボーナスが、自動的に指定口座に振り込まれます。	無料
その他受取り	税金の還付金、保険金等を、指定口座でお受け取りいただけます。	無料
自動支払い	現金授受の煩わしさがなく、確実に指定口座からのお支払いにご利用いただけます。	
為替自動振込サービス	家賃、お子さまへの仕送りなど、毎月指定された日に、指定された額を自動的にお振り込みします。	有料
口座振替サービス	電気、電話、ガス、水道、NHKなどの公共料金、保険料、学納金、税金などを、指定口座から自動的にお支払いします。	無料
甲府しんきん でんさいサービス	事業者の資金調達の円滑化を目的として平成25年2月に創設された新たな金銭債権です。電子記録債権機関「でんさいネット」が作成する記録原簿に記録を行うことにより、債権の権利内容が定められ、より円滑な資金決済を可能にしたサービスです。	月額利用料無料 電子債権発生時有料
ホームバンキング	パソコン、ファクシミリ、電話を使用し、ご自宅にいながら、各種のサービスがご利用いただけ便利です。	
パソコンサービス	お手許のパソコンと当金庫のコンピュータを結び、資金の振替・振込、口座の残高照会、取引明細照会、振込データの送信等のサービスがご利用いただけます。	有料
テレフォン・ファクシミリサービス	あらかじめ登録した電話またはファクシミリへ、口座の入金状況を自動的に通知します。	有料
テレホンバンキング	ご自宅の電話または公衆電話で、資金の振替・振込、残高照会、取引明細照会等にご利用いただけます。	一部有料
モバイルバンキング	携帯電話(iモード)で、資金の振替・振込、残高照会、取引明細照会等にご利用いただけます。	一部有料
法人・個人向けインターネットバンキング	インターネットに接続できれば、どこからでも取引の照会や振込等がご利用いただけます。	一部有料
外為インターネットサービス	オフィスにいながらインターネットで外国送金のお申込みができます。	月額利用料 無料
貸金庫	預金証書、権利証、実印、貴金属など皆さまの重要書類や貴重品をお預かりします。(一部店舗でのお取り扱いになります。)	有料
夜間金庫	売上金などを安全・確実に保管し、翌営業日に預金口座に確実に入金します。	有料
集金代行サービス	家賃、ガソリン代、新聞代などの売上代金を、ご利用者の口座から自動振替により集金します。	有料
デビット加盟店サービス	買物等代金を、お客さまのキャッシュカードを利用して受け取ることができる加盟店サービスをご利用いただけます。	無料

◎上記の他、信託取り次ぎ、リース取り次ぎ、クレジットカードなどの幅広いサービスがご利用いただけます。

その他の主要な業務

種 類	内 容
保険窓口販売業務	
個人用火災総合保険 「しんきんグッドすまいる」	住宅ローンご利用のお客さまに、火災事故に関する補償はもちろん、その他の自然災害に至るまで幅広い補償を提供します。ご契約時の評価額に基づき保険金をお支払いする評価済保険を採用した新しい火災保険です。
債務返済支援保険 「しんきんグッドサポート」	住宅ローンお借入中に病気やケガで働けなくなった期間の返済をサポートする保険です。
傷害保険	ケガに備える「標準傷害保険」は、もしもの時の安心をお手頃な保険料で提供します。 ◇しんきんの傷害保険 標準傷害保険(共栄火災) ◇シニアクラブ(共栄火災)
積立傷害保険 「しんきんメンバーズ保険」	満期返れい金も楽しみな、会員の方のための保険です。月々のお手頃な保険料で、事故によるケガを厚く補償します。 ◇セーフティSJ(損保ジャパン日本興亜)
一時払い終身保険	万一の保証を生涯にわたって確保できます。また、生活資金についても計画的にご準備できます。 ◇しんきんらいふ終身FS(フコクしんらい生命)
個人年金保険 (定額個人年金保険)	将来お受け取りになる年金額が一定額保証されています。 ◇しんきんらいふ年金FS(フコクしんらい生命) ◇5年ごと利差配当付個人年金(三井住友海上あいおい生命) ◇アフラックの個人年金(アフラック)
医療保険	入院と手術の費用をサポートする「終身医療保険」です。 ◇しんきんの医療保険 新・健康のお守り(損保ジャパン日本興亜ひまわり生命) ◇しんきんの医療保険 メディカルkitR(東京海上日動あんしん生命)
その他の金融商品	
個人型確定拠出年金	個人事業主のお客さまや、会社の役員・従業員(企業独自の年金制度が無い場合に限る)のお客さまが、ご自身の人生に合わせて設計できます。また、「掛け金の全額所得控除」「運用益の非課税制度」「公的年金控除」の対象となるなど、税制面においてメリットのある商品となっています。当金庫では、本商品の取次ぎ業務を行っています。 ◇なっとく 401K 個人型プラン(東京海上日動火災保険)

為 替

為替の種類	内 容
内国為替	国内における為替取引を、安全・迅速・確実にお取り扱いします。
振 込	当金庫本支店はもちろん、全国各地の信用金庫、銀行、信用組合、農協などへのお振り込みにご利用いただけます。
代金取立	お手持ちの手形、小切手、株式配当金、旅行クーポン券などのお取立(資金化)にご利用いただけます。
外国為替	外国との間における為替取引ならびに国内外貨送金を、安全・迅速・確実にお取り扱いします。
送 金	米ドル(US\$)、日本円(JPY)のほか、各種通貨でのご送金にご利用いただけます。
貿 易	輸入、輸出等の貿易にかかわるお取引にご利用いただけます。
通貨両替	本店営業部では米ドル現金の両替を取り扱っています。その他、全店で外貨宅配サービスの受付を行っていますのでご利用ください。外貨宅配サービスの対象通貨は、ユーロ・カナダドルなど、36通貨の外国紙幣を取り扱っています。

◎上記の他、海外の情報入手または貿易に関する相談などについても、お気軽にお申しください。

手数料一覧 (消費税込・平成26年7月1日現在)

振込手数料

		同一店舗 内あて	当金庫本 支店あて	他行あて
窓口利用の 場合	3万円 未満	162円	216円	648円 (540円)
	3万円 以上	378円	432円	864円 (756円)
ATM利用の 場合	3万円 未満	無料	108円	432円 (324円)
	3万円 以上	無料	324円	648円 (540円)
ホームバン キング等を 利用の場合	3万円 未満	無料	108円	432円 (324円)
	3万円 以上	無料	216円	648円 (540円)

◎キャッシュカードによるお振り込みの場合、別途CD・ATM利用料がかかる場合があります。
◎当金庫の会員の方が他行あてにお振り込みの場合には、()内の振込手数料となります。
◎インターネットバンキングの他行あてについては、3万円未満…324円、3万円以上…540円となります。

貸金庫・夜間金庫手数料

貸金庫 利用手数料	特大型	年間1契約	25,920円
	大型		19,440円
	中型		10,886円
	小型		9,072円
全自動貸金庫 利用手数料	大型	年間1契約	22,032円
	中型		16,200円
夜間金庫利用手数料			年間1契約 25,920円 または 51,840円
専用入金帳	1冊 (50枚綴り)		3,240円 または 7,560円
	貸金庫利用料		年間1個 10,800円

◎夜間金庫利用手数料についてはお取引条件によって料金が異なります。

でんさいネット利用手数料

月額基本手数料		無料
項目		インターネット取引
発生	当金庫あて	324円
	他行あて	432円
譲渡	当金庫あて	162円
	他行あて	216円
分割 譲渡	当金庫あて	324円
	他行あて	432円

(注) 上記以外にも手数料が発生する場合があります。

手形・小切手代金取立手数料

同一店舗あて	代金取立手数料	216円
	出納代手数料	無料
当金庫本支店あて	代金取立手数料	216円
	出納代手数料	無料
他行あて(県内)	甲府手形 交換所扱い(注)	代金取立手数料 432円
		出納代手数料 216円
	至急扱い(個別取立)	1,080円
他行あて(県外)	普通扱い	648円
	至急扱い(個別取立)	1,080円

(注) 当金庫取引先のお客さまで、他行扱いの自社振出の小切手を当金庫の自社口座へ入金する場合、手数料は免除させていただきます(ただし、甲府手形交換所扱いに限りません)。

各種発行手数料

小切手帳・約束手形帳・為替手形帳	1冊(50枚綴り)	2,160円
マル専口座開設	割賦販売通知書 1通	10,800円
マル専手形の手形用紙	1枚	1,080円
自己宛小切手	1枚	648円
通帳・証書・キャッシュカード 再発行手数料	1冊(または1枚)	1,080円
残高証明書 発行手数料	定期発行	540円
	都度発行	540円
	住宅取得に係る借入金年末残高等証明書	1通 無料
	英文発行	1,080円
	会計監査法人等依頼人が制定した用紙による発行	2,160円

融資関連手数料

不動産担保設定手数料 (根・普通抵当権の設定)	1千万円以下	1件	10,800円
	2千万円以下		21,600円
	3千万円以下		32,400円
	5千万円以下		43,200円
	1億円以下		64,800円
	1億円超		86,400円
各種設定変更手数料(お客様のご依頼による追加担保、債務者変更、根抵当権譲渡・譲受、極度変更、順位変更等)	*ただし、住宅ローンでの追加設定は無料	1件	32,400円
根抵当権抹消手数料(全部・一部)	*ただし、国または地公体による収用の場合は無料	1件	10,800円
全額繰上返済	証書貸付	1件	借入日から6か月未満 無料
			借入日から6か月以上7年未満 5,400円
			借入日から7年以上 無料
	住宅ローン	1件	借入日から6か月未満 無料
			借入日から6か月以上10年未満 32,400円
			借入日から10年以上20年未満 21,600円
保証会社保証付ローン	1件	借入日から20年以上 10,800円	
		借入日から6か月未満 無料	
一部繰上返済	1件	借入日から6か月以上 3,240円	
		証書貸付 (各種住宅ローンを含む)	借入日から6か月未満 無料
		保証会社保証付ローン	借入日から6か月以上 10,800円
火災保険質権設定(新規設定時)	1件	借入日から6か月未満 無料	
		借入日から6か月以上 3,240円	

◎以上の各一覧表は各種手数料の一部を説明したものです。詳細については営業店窓口にお問い合わせください。

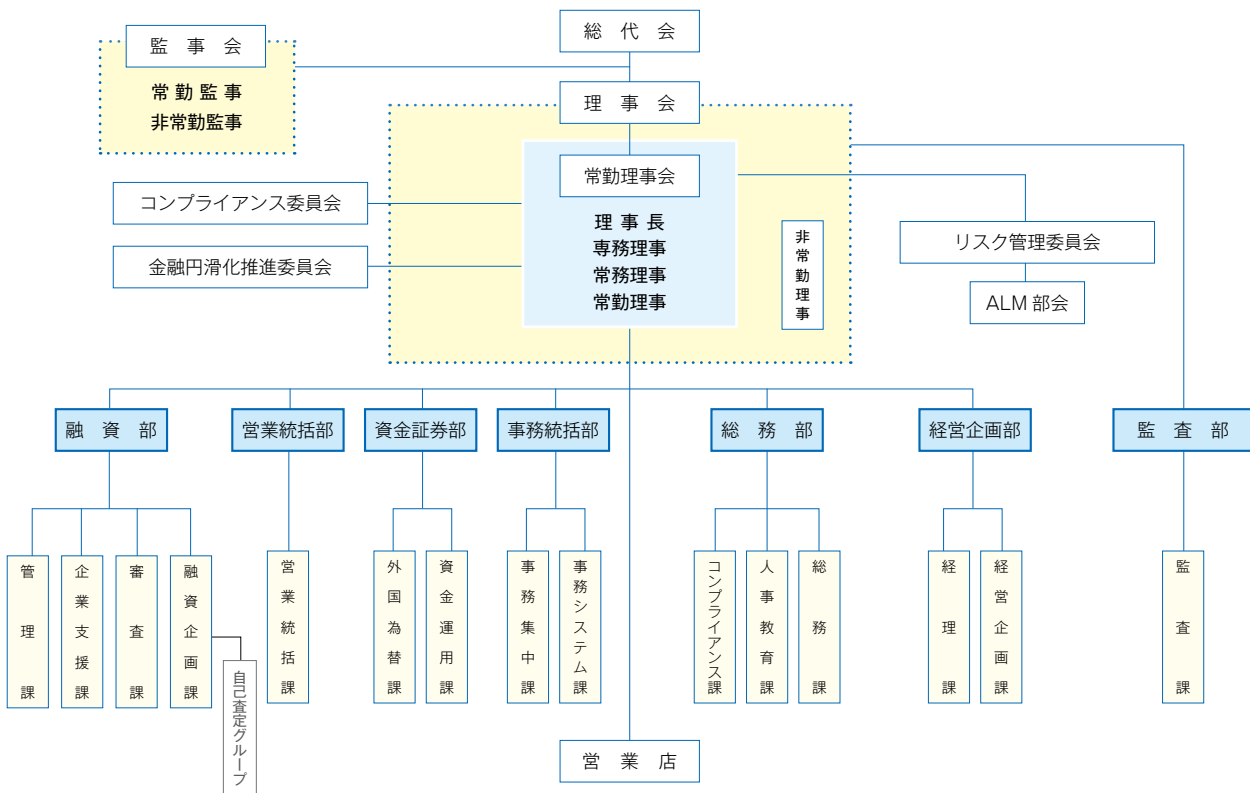
役員一覧、事業の組織、子会社

役員一覧 (平成 26 年 7 月 1 日現在)

理事長	坂本 力 (代表理事)	理事・相談役	今井 進
専務理事	深澤 顕吉 (代表理事)	理事	飯室 元邦
常務理事	小田切 繁 (代表理事)	〃	北原 兵庫
常勤理事	竹居 正人	〃	小河原正夫
〃	小野 英樹	常勤監事	志村 千里
〃	笹本 浩	監事	原野 五郎
		〃	松山 勝美

注) 監事原野五郎、松山勝美は、信用金庫法第 32 条第 5 項に定める員外監事です。

事業の組織 (平成 26 年 7 月 1 日現在)



子会社 (平成 26 年 7 月 1 日現在)

会社名	甲しんサービス株式会社	設立日	昭和 62 年 3 月 27 日
所在地	甲府市丸の内 2 丁目 17 番 6 号 (甲府信用金庫本店内)	資本金	10,000,000 円
主な事業	業務受託サービス業	出資比率	100%

あゆみ

大正 7年 5月	産業組合法に基づく有限責任甲府信用組合設立、甲府商業会議所内(甲府市錦町)に事務所を開設	平成 15年 1月	インターネットバンキング取扱開始
昭和 7年 6月	組合事務所を甲府市春日町に移転	6月	「個人向け国債」募集取扱開始
昭和 14年 9月	橋事務所を開設	8月	「リレーションシップバンキングの機能強化計画」策定
昭和 18年 8月	市街地信用組合法に基づく甲府信用組合に改組	平成 16年 4月	投資信託窓口販売取扱開始(一部店舗)
昭和 25年 4月	中小企業等協同組合法に基づく甲府信用組合に改組	平成 17年 1月	決済用預金「普通預金(無利息型)」取扱開始
昭和 26年 6月	橋町支所を本店に昇格、旧本店を春日町支店に変更	2月	エリア店舗制導入
10月	信用金庫法に基づく信用金庫に改組、名称を甲府信用金庫と改める 初代理事長に浅川湖朗就任	4月	投資信託窓口販売を全店舗に拡大
昭和 41年 10月	齋藤勤理事長就任	12月	山梨大学との包括的業務連携締結
昭和 43年 5月	本店位置変更、新築開店(現在地)	平成 18年 4月	個人年金保険取扱開始
昭和 47年 1月	自営電算機システム(オフライン)稼働	7月	「ICキャッシュカード」取扱開始
12月	日本銀行と当座取引開始 甲府手形交換所に加盟	11月	塩山支店移転新築オープン
昭和 48年 11月	日本銀行歳入代理店業務取扱開始	平成 19年 9月	外為インターネットサービス取扱開始
昭和 52年 12月	両替商業業務取扱開始	12月	「交通安全 SD 定期預金」取扱開始
昭和 53年 7月	預金オンライン稼働	平成 20年 4月	韮崎市などと森林整備協定締結
11月	為替オンライン稼働	5月	「甲府しんぎんの森」ヘクヌギ・コナラの苗木を3,000本植樹
昭和 54年 9月	甲府しんぎん年金友の会「信寿会」発足	7月	創業90周年「記念式典・祝賀会」開催
昭和 55年 9月	融資オンライン稼働	平成 21年 11月	今井理事長「旭日双光章」受章 西支店移転新築オープン
昭和 58年 4月	証券業務(国債等窓口販売)取扱開始	平成 22年 9月	「甲府しんぎん成長基盤応援ファンド」取扱開始
昭和 59年 6月	雨宮和臣理事長就任	11月	「経営者の会」創立10周年記念式典開催
昭和 60年 3月	得意先ハンディー端末機導入	平成 23年 3月	東日本大震災に伴う各種支援・協対応実施
昭和 62年 3月	関連会社「甲しんサービス(株)」設立	6月	坂本力理事長就任
昭和 63年 4月	事務センター完成	平成 24年 4月	新型複利定期預金の取扱開始
11月	財団法人しんぎん育英会設立(現在は公益財団法人)	6月	融資基本方針(クレジット・ポリシー)の制定
平成 2年 10月	外国為替業務取扱開始	11月	経営革新等支援機関として認定
平成 4年 9月	預金3,000億円達成	平成 25年 2月	でんさいサービスの利用開始
平成 8年 4月	外国為替業務オンラインシステムを「しんぎん共同外国為替システム」へ移行	3月	湯村支店の新築オープン
平成 9年 1月	オンラインシステムを信金東京共同事務センターに移行		
平成 10年 4月	甲府信用金庫倫理綱領制定		
平成 11年 6月	今井進理事長就任		
平成 12年 7月	「甲府信金経営者の会」発足		
平成 13年 3月	「スポーツ振興くじ当せん金払戻し業務」取扱開始		
4月	損害保険窓口販売取扱開始		
平成 14年 10月	生命保険窓口販売取扱開始		



(湯村支店)

この1年のトピックス等

平成 25 年

4月

- ・カードローン「しんきんきゃつする 500」「シルバーきゃつする」取扱開始
- ・「甲府しんきん教育カードローン」取扱開始
- ・第 42 回「信玄公祭り」に「山の二番隊：三枝勘解由左衛門尉昌貞隊」として参加
- ・全国 153 信用金庫の A T M 通帳記帳相互サービスを開始
- ・第 13 回「経営者の会」新人社員研修(参加企業 40 社、参加人数 76 名)

5月

- ・「長野しんきんビジネスフェア 2013」への参加(取引先 6 社参加)
- ・「経営者の会」人材育成セミナー (参加人数 61 名)
- ・国母支店、山梨県金融防犯協議会から感謝状を受領

6月

- ・「第 19 回がんばれ！ヴァンフォーレ甲府定期預金」取扱開始
- ・「信用金庫の日」ボランティア清掃・献血活動実施
- ・「経営者の会」総会・講演会開催(講師：寺島実郎氏 参加人数 313 名)
- ・北支店「開店 50 周年記念感謝デー」開催
- ・「経営者の会」消費税増税対策セミナー (参加人数 44 名)
- ・中小企業支援事業説明会の開催(参加人数 200 名)



第 42 回信玄公祭り

7月

- ・「甲府しんきん一括贈与教育預金」取扱開始
- ・第 35 回甲府しんきん年金友の会「信寿会」総会開催(五木ひろしコンサート約 5,950 名参加)



第 35 回信寿会総会

8月

- ・「甲府しんきんの森」下草刈りボランティア実施(参加人数職員 57 名)
- ・地元大学生のインターンシップ受入(6 名)
- ・「公益財団法人しんきん育英会」懇談会開催(参加人数 8 名)優良図書 の贈呈
- ・「経営者の会」新人社員フォロー研修(参加企業 19 社、参加人数 31 名)

9月

- ・「信寿会」旅行「おわら風の盆鑑賞と金太郎温泉の旅」実施(全 4 班参加人数 554 名)
- ・「経営者の会」経営セミナー (参加人数 41 名)
- ・第 18 回「甲府しんきん親善ママさんバレーボール大会」開催(全 63 チーム 参加者約 745 名)

10月

- ・事業性融資商品「甲しんアクティブ・サポート」取扱開始
- ・「甲府しんきん海外進出支援パッケージ」取扱開始
- ・「しんきんビジネスマッチング静岡 2013」参加(取引先 15 社参加)
- ・「加納岩支店・山梨南支店信友会文化講演会」「加納岩・山梨南支店信友会ビジネスフェア 2013」開催
- ・塩山支店で日下部警察署と協調し防犯訓練実施
- ・「甲府大好きまつり(ビート to ビート)」へ若手職員参加
- ・「経営者の会」人材育成セミナー (参加人数 51 名)



「しんきんの森」下草刈り

11月

- ・加納岩支店「開店 60 周年記念感謝デー」開催
- ・「信寿会」旅行「四国・小豆島・瀬戸内海の旅」実施(全 4 班参加人数 525 名)
- ・「経営者の会」コミュニケーションセミナー (参加人数 70 名)
- ・「食&農こだわりの逸品展示会 2013」への参加(5 社参加)



経営者の会セミナー

12月

- ・「経営者の会」経済講演会開催(講師：坂本 孝氏 参加人数 241 名)
- ・「経営者の会」顧客対応セミナー (参加人数 52 名)
- ・玉穂支店「開店 20 周年記念感謝デー」開催
- ・「第 1 回こうしん金融勉強会」開催(参加人数小学生 27 名、保護者 15 名)



「信寿会」グラウンド・ゴルフ全店大会

平成 26 年

1月

- ・「農商工連携マッチングフェア」への参加(取引先 10 社参加)
- ・「経営者の会」パソコン研修(参加人数延べ 60 名)

2月

- ・「消費税率引き上げにかかる特別相談窓口」設置
- ・「第 6 回しんきん個別相談会」開催(取引先 9 社参加)
- ・「大雪被害に関する特別相談窓口」の設置および「雪害対策特別融資」の取扱開始
- ・藤井支店「開店 20 周年記念感謝デー」開催

3月

- ・「山梨大学客員社会連携コーディネータ研修」への参加(職員 27 名)
- ・「信寿会」第 6 回「グラウンド・ゴルフ全店大会」実施(51 チーム 参加人数 329 名)
- ・ヴァンフォーレ甲府へのチーム強化資金 100 万円寄贈
- ・公益財団法人しんきん育英会の奨学生 5 名採用 (給付 20 名、卒業生 138 名)

総代会制度

総代会制度について

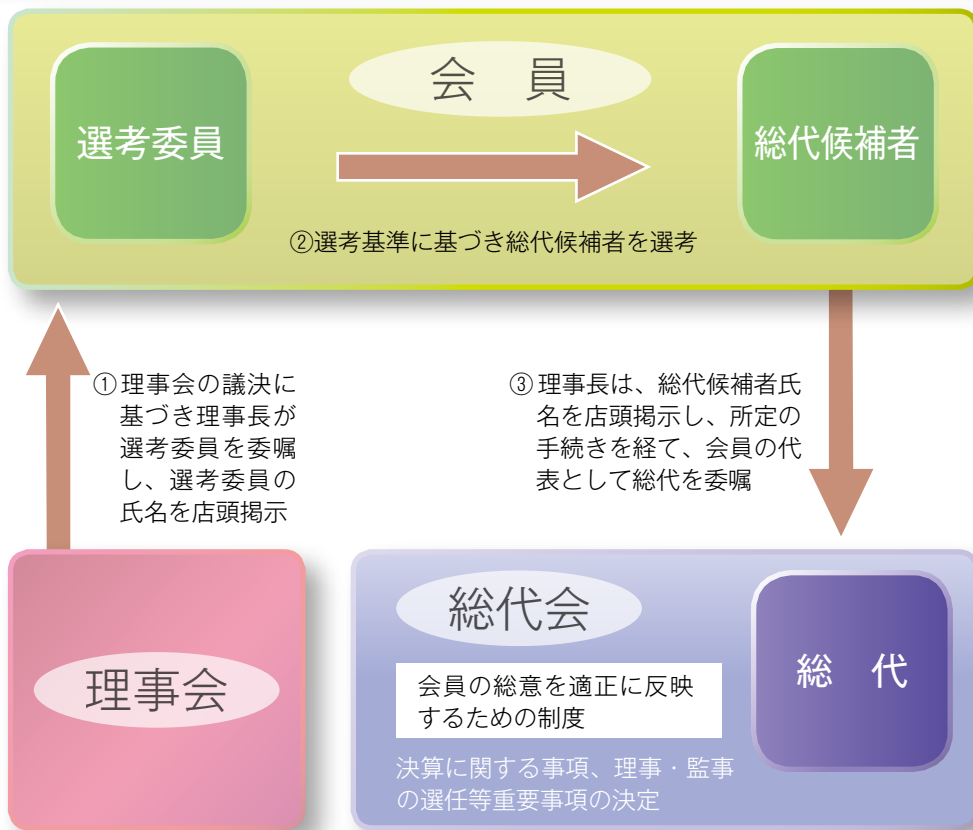
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任地区ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者や会員からの意見聴取の手段として、意見・要望投書箱（「お客さまの声カード」等）の店頭設置、電話等による意見・要望・苦情窓口の設置、役職員による日々の訪問活動の実施など、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代会制度の仕組み

総代会は、会員の皆さま一人ひとりの意見を適正に反映するため採用された制度です。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、100人以上130人以内です。当金庫では、総代選任のために当金庫の営業地区を7地区の選任区域に分け、会員数に応じて選任区域ごとに総代定数を定めています。なお、平成26年7月1日現在の会員数は36,285人で、総代数は115人となっており、地区別の総代は20ページに記載の皆さまに就任いただいております。

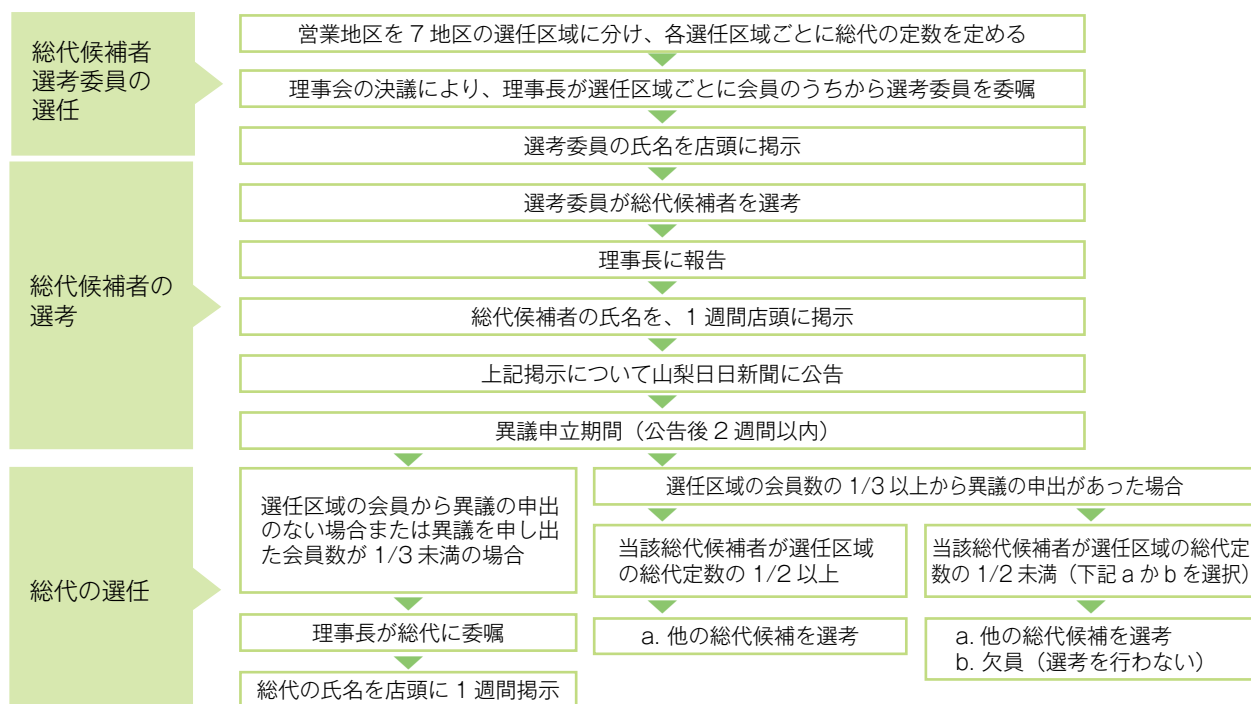
(2) 総代の選任方法

総代の選考は、総代候補者選考基準(※)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立て)

※総代候補者選考基準
・ 当金庫の会員であること
・ 人格、見識ともに総代としてふさわしい方等

総代が選任されるまでの手続き



第96期通常総代会の決議事項

第96期総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

(1) 報告事項

第96期(平成25年4月1日から平成26年3月31日)業務報告、貸借対照表、損益計算書、付属明細書の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 第96期剰余金処分案の件
- 第2号議案 会員除名の件

地区別総代一覧

任期：平成 25 年 3 月 30 日から平成 28 年 3 月 29 日まで

平成 26 年 7 月 1 日現在

甲府北地区 定数 15 名	芦沢 俊行	(株)イタヤマメディコ 社長 板山 和正	長田 良一	小澤 誠	数野 三郎	金井 彰彦	坂本 政彦
	笹本 森雄	滝田 俊夫	田野口富彦	丹沢 良二	内藤 博文	奈良恵美子	西中山 岳
	前原 昇						
甲府中央地区 定数 9 名	雨宮 俊彦	(株)石 友 社長 松葉 惇	井上聡一郎	岩間 英雄	岡 裕保	清水 栄一	戸田 克己
	(株)山交百貨店 社長 内田 賢一	山本 武一					
甲府南地区 定数 25 名	浅川 有人	井澤 佳光	上野 茂樹	荻野 寛二	カワサキ(株) 社長 川崎 真示	河阪 敏明	古守 一康
	古守 康直	三枝 正彦	山光石油(株) 会長 輿石 保	末木 重三	鈴木 政孝	大新工業(株) 社長 大村 克基	中橋 益造
	樋口 勇	堀内 利彦	松本 一雄	峰岸 悦郎	(有)宮田倉庫 社長 望月 郁子	望月 和彦	望月 尚
	矢崎 京子	山口 泰	依田 道德	よっちゃん食品工業(株) 社長 金井 芳朗			
峡北地区 定数 16 名	秋山 勉	入江 薫	岩下 達也	内田 安雄	小澤 正巳	小澤 三人	小野 雅子
	輿石 政雄	小宮山浩之	小宮山福五	津金 洋一	平賀 義洋	深澤 哲郎	船木 上次
	山寺英一郎	山本 修					
峡東地区 定数 23 名	芦沢 一男	網倉 義久	雨宮 清	雨宮 正三	植野 正人	大村 洋	甲斐食産(株) 社長 米山 義智
	佐野 強	新谷 一男	鈴木 貴文	辻 真由美	土橋 千昭	根津 寿	穂原 紀
	原田 孝典	堀内 実	松坂 浩志	松土 雪子	三科 浩司	向山 秀男	村田 松雄
	矢野 潔	(株)有 電 社長 有井 三雄					
峡中地区 定数 25 名	アポロ電子(株) 社長 岩坂 聡	天野 晴夫	井口 和則	大島 和雄	小田切和美	(株)甲斐電設 社長 角田 貞三	川手 一弘
	河村二四夫	甲信食糧(株) 会長 中込 豊秋	齋城 康男	櫻本真由美	(株)サンシン精工 社長 土橋 信廣	シキシマ醤油(株) 社長 天野袈裟富	田邊 文子
	中央物産(株) 社長 保坂 吉彦	寺田 道彦	野中 完	初鹿野玉和	畑野 孝夫	原田 哲	福沢 敏治
	藤精機(株) 会長 新藤 進	(株)フワフワセンターマツオ 社長 松尾 和子	宮澤 春夫	(株)渡辺商店 会長 渡邊 一			
峡南地区 定数 2 名	石澤啓一郎	依田 理愛					

(注)法人名で記載がある総代は法人総代です。

(五十音順・敬称略)



H26.6.27 総代会

CSR（企業の社会的責任）と文化・社会的貢献活動

当金庫では、地域社会の一員として、本業を通じた経済的貢献活動以外にも、さまざまな分野で皆さまのお役に立てるよう努めています。

また、平成 10 年 4 月に制定した「甲府信用金庫行動綱領」の中でも、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組んでいく姿勢を明文化しています。

教育・文化振興

●しんきん育英会

昭和 63 年に「財団法人しんきん育英会」（平成 24 年 4 月から「公益財団法人しんきん育英会」）を設立し、県内（国中地区）の向学心ある学生の就学を支援しています。現在 20 名の学生に給付を行っており、卒業生の数は、設立以来 138 名となりました。

●インターンシップ受入

将来の就職に対する支援活動（インターンシップ）として、平成 25 年度は地域の大学生計 6 名を受け入れ、当金庫の業務を体験していただきました。

●『第 1 回こうしん金融勉強会』の開催

平成 25 年 12 月 27 日に、小学生（4 年～6 年）およびその保護者 42 名の参加を得て「金融勉強会」を開催しました。金融教育の一環として、信用金庫の仕事と役割や価値のあるお金の使い方などについて学んでいただくとともに、紙幣の数え方の体験学習や、店舗の窓口や営業の現場を見学していただきました。



こうしん金融勉強会

●職場見学

地元小学校・中学校や高等学校からの、本部・営業店の職場見学への依頼に積極的に応じています。

●新人社員研修

当金庫取引先で構成されている「甲府信金経営者の会」では、会員企業の新人社員向け研修を平成 13 年から毎年開催しています。働く心構え・仕事の進め方・基本的ビジネスマナーなどを、ロールプレイングを交えながら学んでいただいています。

経済振興

●『経営革新等支援機関』に認定

「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、平成 24 年 11 月に「経営革新等支援機関」として認定を受けました。中小企業のお客さまに対し、専門性の高い支援事業の実現、各種専門家等の派遣による協力や資金調達支援を通じた支援事業の実現を目指しています。

●成長分野への金融支援強化

日本銀行が「成長基盤強化を支援するための資金供給要領」で例示した各種成長基盤分野のうち、当金庫が定めた 14 の具体的施策に基づいた新規事業に対し、地域経済の活性化を図るために、積極的な金融支援を行っています。

●講演会

当金庫取引先で構成されている「甲府信金経営者の会」では、著名な講師を招き、企業経営の参考にしていただくことを目的として講演会を開催しています。

平成 25 年度は、6 月に寺島 実郎氏（一般財団法人日本総合研究所理事長）により『世界潮流と日本経済のゆくえ』と題した講演会を、また、12 月には坂本 孝氏（山梨県出身、俺の株式会社代表取締役社長）により『俺のイタリアン 俺のフレンチ』ぶっちぎりで勝つ競争優位性のつくり方』と題した講演会を開催し、多くの会員の皆さまが聴講されました。

ライフサイクルに応じたお客さま支援

●個別商談会の開催、ビジネスフェアへの参加

当金庫では、売上増加・販路拡大を目指している取引先企業を支援するために、近県で開催されるビジネスフェアをご案内し、当金庫が仲介役となり出展までのサポートを行っています。

平成 25 年 5 月には、「長野しんきんビジネスフェア 2013」が行われ、当金庫取引先 6 社が参加し、10 月にも、「しんきんビジネスマッチング静岡 2013」が行われ、当金庫取引先 15 社が参加しました。11 月には、「食&農のこだわりの逸品展示会 2013」が行われ、当金庫取引先 5 社が参加し、平成 26 年 1 月にも、「農商工連携マッチングフェア」が行われ、当金庫取引先 10 社が参加しました。

平成 26 年 2 月には、当金庫のネットワークを利用してビジネスチャンスを創出し、お取引先の販路拡大の支援を目的として個別商談会を開催しました。

●各種セミナー・個別相談会の開催

当金庫では、「甲府信金経営者の会」の会員さまを中心に、各種セミナー・研修会、相談会を開催しています。課題解決のヒントをつかむ機会を提供することで、お客さまが抱える課題を共有し、解決に努めていくことを目的としています。平成 25 年度は、13 回のセミナー・講座、2 回の研修会を開催いたしました。

●「専門家派遣」制度の実施

複雑化する経済情勢に的確に対応するため、外部専門家が個別企業を直接訪問することで、中小企業が抱

える高度・専門的な相談に直接対応することを目的とした「専門家派遣」を行っています。「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」や「経営戦略アドバイザー事業」「山梨県中小企業経営革新サポート事業」などの各事業から高度な知見を持った専門家を派遣する取組みで、当金庫が積極的に個別企業と各種専門家との相談に立ち会うことで、課題の共有化と支援体制の強化を意図としています。

平成 25 年度は 36 先に実施し、60 回の専門家派遣が行われました。

●相続関連業務の取扱開始

大切な財産を大切な方に引き継いでいくお手伝いをさせていただくために、遺言信託のスペシャリストである株式会社朝日信託と業務提携をいたしました。多くのお客さまが避けては通れない相続を、当金庫が朝日信託と協同して円満な家族関係の維持のためにお手伝いをさせていただきます。

●事業承継相談の取扱開始

全国的に高齢化が進むなか、事業承継対策が中小企業の経営課題としてクローズアップされています。当金庫では、TKC 西東京山梨会と事業承継に悩む事業主を仲介し、円滑な事業承継に資する取組みを行っています。

スポーツ振興

●甲府しんきん親善ママさんバレーボール大会の開催

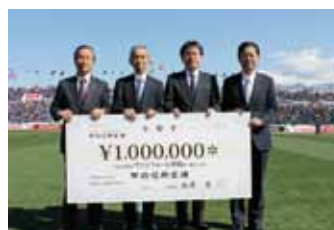
ママさんバレーボールの普及・発展と参加者の皆さまの健康づくり、ふれあいの輪を広げるお手伝いの場として、「第 18 回甲府しんきん親善ママさんバレーボール大会」を主催し、平成 25 年度には全 63 チーム、745 名の参加をいただきました。



親善ママさんバレーボール大会

●「ヴァンフォーレ甲府」への支援

Jリーグ1部で活躍中の地元プロサッカーチーム「ヴァンフォーレ甲府」に対しては、JFL時代の平成7年から「がんばれ！ヴァンフォーレ甲府定期預金」を取り扱い、お客さまにプレミアム金利を適用するとともに、チームへは強化資金を寄贈するなどの支援を続けています。



ヴァンフォーレ甲府へ 100 万円寄贈

環境問題への取組み

当金庫では「甲府信用金庫行動綱領」において、環境への対応について「資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実施するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。」と定めています。

●「甲府しんぎんの森」育成事業について

平成 20 年に当金庫では、地域における植林事業や環境保全のため、甲府市穂坂町地内の「甲府しんぎんの森」にクヌギ・コナラ 3,000 本を植樹しました。

また、「森」の育成を目的として職員による下草刈りを毎年 1 回実施しています。



甲府しんぎんの森育成事業



甲府しんぎんの森下刈り

その他

●身体障がい者等のお客さまに配慮したサービス向上への取組み

身体障がい者等のお客さまが、当金庫を安心してご利用いただけるようサービス向上に資する取組みを行っています。

具体的には、「サービス介助士 2 級」の資格取得者を店舗に配置し、多くの職員が「認知症サポーター制度（オレンジリング）」の資格を取得するなど、お客さまへのサービス向上に努めています。

また、店内・店舗外 A T M については、目の不自由なお客さまに対応した最新機種へと更新を進めるとともに、障がいを抱えるお客さまとの円滑なコミュニケーションが図れるよう、全店舗に「コミュニケーションボード」を導入しています。



信用金庫の日 清掃活動



信用金庫の日 献血活動

●ボランティア活動

職員のボランティア活動を促進するため、「ボランティア休暇制度」を設けています。また、毎年 6 月 15 日の「信用金庫の日」には、全役職員で店舗近隣の清掃活動や献血活動を実施しています。

●地域交流活動

「信玄公祭り・甲州軍団出陣」や「甲府大好きまつり」をはじめ、地域で行われているさまざまな行事に参加・協力し、地域の皆さまとの交流を深めています。



第 43 回信玄公祭り

●年金相談会

全ての営業店で、年金相談員（当金庫職員）による「年金相談会」を年 2 回開催し、年金に関する各種相談を受け付けています。

平成 25 年度の年金相談会では、延べ 51 回の相談会に 325 名が来店され、483 件の相談がありました。



甲府大好き祭り（ビート to ビート）

中小企業の経営支援および地域活性化のための取組状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫では、「地元中小企業の健全な発展」「豊かな県民生活の実現」「地域社会繁栄への奉仕」を基本理念として掲げ、地域の中小企業に必要な資金を安定的に提供し、地域経済の発展に貢献するため、地域金融の円滑化に取り組んでまいります。

地域の中小企業への安定した資金の提供は、事業地域が限定された協同組織金融機関である当金庫にとって最も重要な使命です。新規資金借入れのお申込みや、返済期間など貸付条件の変更のご相談・お申込みがあった場合には、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、お客さまの経営改善に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当金庫は、上記の取組方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- (1) 地域金融の円滑化を図るために「金融円滑化推進委員会」を設置し、金融仲介機能・コンサルティング機能を積極的に発揮し、お客さまからの各種相談にお応えするため、各種施策の検討・立案を実施しています。
- (2) 全ての店舗に「融資相談窓口」を設置し、事業資金をお借入のお客さまからの資金繰り等のご相談や、住宅資金をお借入のお客さまからの返済の条件の見直し等に関するご相談に対して、柔軟に、より迅速かつ適切にお応えしています。
- (3) お客さまからの経営相談について、営業店での対応だけでなく本部の各部門が連携し、お客さまを積極的に支援する態勢づくりに取り組んでいます。
- (4) お客さまの抱えている問題を十分に把握し、適切な解決策のご提案ができる体制を強化するために「目利き力養成研修」など職員の能力向上や、中小企業診断士など専門的知識を持つ職員の育成にも取り組んでいます。
- (5) 他の金融機関や信用保証協会、中小企業再生支援協議会等と連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めています。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

(1)「経営革新等支援機関」としての取組み

「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、平成24年11月に「経営革新等支援機関」として認定を受けました。地域中小企業のお客さまに対し、専門性の高い事業の実現支援、各種専門家等の派遣による協力や保証付による資金調達支援を通じた支援事業の実現を目指しています。

具体的には、①創業支援、②事業計画策定支援、③事業承継、④M&A、⑤販路開拓、⑥金融・財務などの、専門的なノウハウ（外部専門家を含む）の提供に努めています。



「食&農」こだわりの逸品展示会（沼津）



農工商連携マッチングフェア

(2) 創業・新規事業開拓を目指すお客さまへの支援

項目	取組内容	進捗状況
「甲府しんきん創業支援融資」を活用した創業先支援	個人事業主や法人として新たに事業を展開する個人に対し、創業のための資金支援を目的に取組開始	創業を目的とした新規事業者に対し、積極的な金融支援を実施し、平成25年度は、29件 132百万円を実行
成長分野の育成を目的とした「甲府しんきん成長基盤応援ファンド」による積極的な金融支援	「日本銀行の成長基盤強化に向けた新融資制度」の趣旨に則した当ファンドの利用促進により、成長分野への新規事業に対する積極的な金融支援が目的 平成26年4月から、融資総額の上限を50億円から80億円に、融資金額の上限を5億円から7億円に引き上げ	「ちからみなぎる経済活動」「やすらぎの生活環境」「さわやかな地域社会」「つどう観光立県」「むすぶ情報社会」の各基本分野において、介護・医療事業、高齢者事業、環境関連事業、観光事業など、14の成長事業に対し、平成25年度は109件 26億円を実行
山梨大学との産学官連携ネットワークの強化	「山梨大学客員社会連携コーディネータ」として委嘱を受けた27名が、【山梨大学のノウハウを必要とする取引先を発掘・橋渡】【取引先からの技術相談・研究相談の紹介】を目的として活動	平成25年度実績：相談案件数：8件 平成26年3月6日に山梨大学客員社会連携コーディネータ研修が行われ、全店舗長を含む27名が参加 平成25年9月には「産学官研究成果発表会連携フォーラム」にコーディネータ20名、取引先2社が参加
「創業補助金」事業への申請サポート	経済産業省が主管する「創業補助金（地域需要創造型等起業・創造促進事業）」に対して、認定支援機関として直接的・間接的に申請をサポート	平成25年度実績 申請数：14件 うち採択数：11件

(3) 成長段階にあるお客さまへの支援

項目	取組内容	進捗状況
ビジネスフェア、ビジネスマッチングへの参加と個別商談会の開催	①長野しんきんビジネスフェア 2013 ②ビジネスマッチング静岡 2013 ③加納岩・山梨南支店信友会ビジネスフェア 2013 ④食&農のこだわりの逸品展示会 2013 ⑤農商工連携マッチングフェア ⑥第6回しんきん個別商談会	① 5月15日 取引先6社が出展 ② 10月16日 取引先15社が出展 ③ 10月17日 取引先13社が出展 ④ 11月21日 取引先5社が出展 ⑤ 1月29日 取引先10社が出展 ⑥ 2月13日 取引先9社が出展
取引先マッチング支援	庫内イントラネットに登録した139先の取引先企業同士のマッチングを実施	平成25年度実績 ・登録件数：139件 ・マッチング件数：23件・マッチング成功件数：12件
事業価値を見極める融資手法など中小企業に適した資金供給	・動産・債権担保融資の推進 ・ABL関連規定の整備	・「動産評価アドバイザー」（NPO法人日本動産鑑定）資格取得職員1名 ・保証協会付流動資産担保当座貸越の取組開始 ・動産・債権担保貸付の実行（売掛債権、太陽光発電設備等）

(4) 経営改善・事業再生・業種転換等に向けた支援

項目	取組内容	進捗状況
各種専門家派遣の実施	取引先の経営に関する課題解決や経営改善支援のため、経済産業省主管の「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」や国土交通省主管の「経営戦略アドバイザー事業」等を活用した専門家派遣	平成25年度実績 ・専門家派遣の実施先数 36先 ・実施件数 60回
外部機関との連携	外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見の積極的な活用 ・中小企業再生支援協議会との連携強化 ・中小企業支援ネットワーク（経営サポート会議）の活用	・平成24年以降、職員2名を中小企業再生支援協議会へ派遣 ・平成25年度実績 相談件数：6件
中小企業の定性情報を切り口とした与信判断能力の向上と企業支援・経営指導ができる人材の育成	企業の事業価値を見極める目利き力や提案・コンサルティング能力向上のため、外部研修や内部研修等を実施	平成25年度の内部研修の内容 ・営業推進担当者スキルアップ研修 2回開催 42名参加 ・法人渉外フォローアップ研修 1回開催 21名参加 ・信用保証協会勉強会 4回開催 171名参加 ・ABL（動産・売掛債権担保融資）研修 1回開催 25名参加 ・中小企業基盤整備機構・経営革新等支援機関向け研修への派遣 5回 12名派遣 ・経営改善計画策定支援や進捗管理などに関する後職別、階層別研修 7回開催 295名参加 ・ビジネスマッチング・海外展開に関する研修への派遣 2回 2名派遣 中小企業診断士の育成 ・職員のうち、中小企業診断士の資格取得者 12名 山梨県信用保証協会への出向研修 ・現在、6名の出向経験者と1名の出向者 ・出向経験者を、営業店へ3名、本部へ3名配置 中小企業再生支援協議会への出向研修 ・現在1名の出向者、出向経験者を本部に1名配置
経営革新等支援機関などとの情報交換	認定経営革新等支援機関および中小企業支援専門家により、経営革新等支援機関による企業支援の取組みに関する情報交換会を開催	平成25年9月19日開催 参加者：税理士・公認会計士等 27名 中小企業診断士 2名 当金庫職員 27名 合計 56名
「ものづくり補助金」事業への申請サポート	経済産業省が主管する「ものづくり補助金（ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金）」に対して、認定支援機関として直接的・間接的に申請をサポート	平成25年度実績 申請数：4件 うち採択数：1件

(5) 地域活性化への取組み

取組内容		
「甲府信金経営者の会」(約 1,000 名加盟) の、全店合同・ブロック店舗単位・営業店単位での取組み ●経済講演会、各種セミナー・研修会の開催		
実施日時	内容	参加者等
4月12日	第13回「経営者の会」新人社員研修 「働く心構え」「ビジネスマナー」「電話応対」ほか 「企業経営者の体験談」	講師：上杉 一詠氏(人材育成センター) 講師：氏原 敦氏((株)氏原 代表取締役) 参加企業：40社、参加者：76名
5月22日	「経営者の会」人材育成セミナー ～対人関係を良好にする印章力のアップ～	講師：植田 絵美子氏(㈱ウィルファースト 代表取締役) 参加者：61名
6月12日	「経営者の会」総会・講演会・懇親会 『世界潮流と日本経済のゆくえ』	講師：寺島 実郎氏(一般財団法人日本総合研究所 理事長) 講演会参加者：313名
6月19日	「経営者の会」消費税増税対策セミナー ～消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に向けて～	講師：海生 裕明氏(公認会計士) 参加者：44名
6月19日 6月21日 6月24日 7月4日	中小企業支援事業説明会 ～国の補助金、外部専門家の有効活用～	講師：内藤 裕利氏 (公財)やまなし産業支援機構 新産業創造部 部長 参加者合計：200名
8月5日	「経営者の会」新人社員フォロー研修 「ビジネスマナー」「チームワークを活かす」「グループワーク」ほか	講師：上杉 一詠氏(人材育成センター) 参加企業：19社、参加者：31名
9月19日	「経営者の会」経営マーケティングセミナー ～感動企業に生まれ変わる取組み～	講師：藤井 正隆氏(㈱イメージジョン 代表取締役) 参加者：41名
10月22日	「経営者の会」人材育成セミナー ～人脈のつくり方・活かし方～	講師：佐野 由美子氏(中国レストラン赤坂離宮 取締役営業部長) 参加者：51名
11月19日	「経営者の会」コミュニケーションセミナー ～聴く力・伝える力の磨き方～	講師：沖本 るり子氏((株)CHEERFUL 代表取締役) 参加者：70名
12月6日	「経営者の会」経済講演会 『俺のイタリアン 俺のフレンチ ぶっちぎりで勝つ競争優位性のつくり方』	講師：坂本 孝氏(俺の(株) 代表取締役) 参加者：241名
12月13日	「経営者の会」顧客対応セミナー ～クレーム活用～	講師：谷 厚志氏(クレームコンサルタント) 参加者：52名
1月10日～ 3月14日	「経営者の会」パソコン研修 ①ワードレイアウトテクニック講座(5回) ②エクセル関数テクニック講座(5回) ③パワーポイント基礎講座(4回)	講師：システムインナカゴミ専属講師 参加者：①20名、②20名、③20名 合計60名
●ブロック活動 : 講演会、各地視察研修、勉強会の実施(参加者275名) ●支部活動 : 視察・懇親会：参加者24名		



「経営者の会」セミナー (9.19)



「経営者の会」セミナー (10.22)

(5) 地域活性化への取組み(つづき)

取組内容		
信友会（加納岩・山梨南支部）での取組み ●文化講演会、ビジネスフェアの開催		
実施日時	内容	参加者等
10月17日	「文化講演会」（信友会加納岩・山梨南支部）の開催 『ピンチをチャンスに！～元気な地域が日本を変える～』 （講師：東国原 英夫氏 前宮崎県知事・現衆議院議員）	来場者 約400名
10月17日	「信友会ビジネスフェア2013」（加納岩・山梨南支部）の開催	取引先 13社出展
地域行事への参加		
実施日時	内容	参加者等
4月6日	「第42回信玄公祭り」に【山の二番隊・三枝勘解由左衛門尉昌貞隊】として参加	職員51名が参加
10月19日	「甲府大好きまつり（ビートtoビート）」へ参加	職員30名が参加



「経営者の会」新入社員研修（4.12）



「経営者の会」新入社員フォロー研修（8.5）



「経営者の会」講演会（6.12）



「経営者の会」講演会（12.6）



「経営者の会」パソコン研修



「経営者の会」総会（6.12）



「経営者の会」セミナー（12.13）



第42回信玄公祭り

法令遵守の体制

当金庫では、コンプライアンスを「法令等遵守」すなわち「経営にかかる各種リスクを予防するため、高い倫理観と強い使命感に立脚し、法令をはじめ、金庫内の諸規定、社会規範など、あらゆるルールを遵守すること」と定義して、経営における最重要課題に掲げ、次のような取組みを行っています。

平成 10 年	4 月	「甲府信用金庫倫理綱領」の制定
平成 11 年	8 月	「法務コンプライアンス室」設置
	10 月	「コンプライアンス・マニュアル」等の制定およびコンプライアンス担当者の任命
平成 12 年	1 月	「コンプライアンス委員会」の設置
平成 13 年	6 月	「理事制裁規定」「懲戒規定」「接待・贈答基準」「新規業務・新規商品等監査基準」「約款等監査基準」の制定
平成 16 年	4 月	「コンプライアンス規定」「倫理ホットライン」運営要領の制定
平成 18 年	2 月	「甲府信用金庫倫理綱領」を「甲府信用金庫行動綱領」に改正
	4 月	「公益通報者保護管理規定」の制定
平成 19 年	5 月	「リーガル・チェック等基準」の制定
	7 月	「内部管理基本方針」の制定
平成 20 年	1 月	「法令等遵守方針」の制定
	3 月	「登録金融機関業務のコンプライアンス規則」の制定
	12 月	「反社会的勢力に対する基本方針」の制定
平成 21 年	6 月	「利益相反管理方針」の制定
平成 24 年	6 月	「融資基本方針(クレジット・ポリシー)」の制定
平成 26 年	5 月	「ソーシャルメディアポリシー」の制定

コンプライアンス体制

当金庫のコンプライアンス体制は、総務部担当理事を委員長とする「コンプライアンス委員会」を中心に運営しています。また、法令等遵守に関する事項を一元的に管理するコンプライアンス統括部門を設けるとともに、各部店課に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図っています。

コンプライアンスへの取組み

当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、経営トップ自らが率先垂範するとともに、コンプライアンス態勢の一層の充実強化を実践しています。また、各部店課が「コンプライアンス・プログラム」に従い実践に取り組んでいます。

役職員のコンプライアンスに対する意識の向上

当金庫は、コンプライアンスに対する基本方針・遵守すべき関係法令の解説を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に配付しています。また、外部講師によるコンプライアンス・セミナーや金庫内研修を実施し、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図っています。

甲府信用金庫行動綱領

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任	信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献	経済活動を支えるインフラ(経済基盤)としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
3. 法令やルールの厳格な遵守	あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 地域社会とのコミュニケーション	経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
5. 従業員の人權の尊重等	従業員の人權、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 環境問題への取組み	資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
7. 社会貢献活動への取組み	信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。
8. 反社会的勢力との関係遮断	社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども甲府信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異質な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

顧客保護等管理態勢

顧客保護等管理態勢への取組み

当金庫は、お客さまの保護および利便性の向上を図るために行うべき管理として、「顧客説明」「顧客サポート等」「顧客情報管理」「外部委託管理」「利益相反管理」を掲げ、理事会で決議した役職員向けの「顧客保護等管理方針」に基づき、各管理態勢を整備し、役職員一丸となってお客さまの保護および利便性の向上に取り組んでいます。

顧客説明	お客さまとのお取引や商品の説明および情報提供について、法令等に基づいて規定やマニュアルを整備するとともに、研修を実施する等、職員に周知徹底を図り、お客さまに対する説明が適切かつ十分に行われるよう取り組んでいます。
顧客サポート等	お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情など、お客さまからのさまざまなご意見を業務の改善につなげるため、各営業店に「お客さまの声カード」を設置するとともに、本部に「お客さま相談窓口」と「お客さま意見・要望窓口」を配置し、金融ADR制度を踏まえた対応を行っています。
顧客情報管理	お客さまに関する情報の管理の適切性を確保するために「プライバシーポリシー」「個人情報の保護と利用に関する規定」「インサイダー取引等防止規定」などを制定し、お客さまに関する情報の適切な保護を図っています。
外部委託管理	当金庫の業務を外部委託した場合に、お客さまの保護の観点から、業務の内容等に応じて委託先を厳格に選定するとともに、委託先に対して委託業務の処理状況や秘密保持管理状況等について定期的に検証しています。
利益相反管理	お客さまとのお取引に際して、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれのある取引の管理を行い、お客さまの保護と利便性の向上に努めています。

顧客保護等管理方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正なお客さま保護等管理業務を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取組みを行っています。

1. 当金庫は、お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験、ご資産の状況等に応じた適切な情報提供と商品説明を行います。
2. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情等については、誠実・公正・迅速に対応し、お客さまのご理解とご信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまの情報を、適法かつ適正な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。
5. 当金庫は、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるよう努めてまいります。

※本方針において「お客さま」とは、「当金庫をご利用されている方およびご利用しようとしておられる方」を意味します。
※お客さま保護の対象となる業務は、与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、預金等の受入れ、金融商品の販売仲介・募集等のお客さまと当金庫の間で行われるすべての取引に関する業務です。

個人情報保護宣言

当金庫は、お客さまから信頼いただける信用金庫として、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の適切な保護と利用および安全管理を図るため、以下の方針に基づき、お客さまの個人情報を厳格に取り扱うとともに、その機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報保護に関する法令等の遵守	当金庫は、個人情報保護に関する法律および金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他の法令を遵守し、お客さまの個人情報を厳格にお取り扱いいたします。
2. 個人情報の収集目的	お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い金融サービスをご提供するために、必要とする情報を収集し、利用いたします。これらの情報は、業務上必要な目的の範囲で収集・利用し、目的外には利用いたしません。
3. 個人情報の外部への提供	お客さまの個人情報は、法令等に定める場合および共同利用、委託に該当する場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供いたしません。
4. 個人情報の利用目的の通知・公表方法	お客さまの個人情報の利用目的は、当金庫ホームページへの掲載のほか、ポスターの掲示、パンフレットの備え置き・配付によりお知らせいたします。
5. 個人情報の安全管理の基本方針	当金庫は、お客さまの個人情報について、漏えい・滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理に努めることを基本方針とします。また、個人情報保護に関する安全管理にかかる基本方針については、継続的に改善を行います。
6. 個人情報の開示・訂正・削除について	お客さまご本人から、当金庫が登録している情報について開示等のご請求があった場合には、法令等の定めにより開示できない場合を除き、お客さまご本人であることを確認させていただき、お答えいたします。
7. お客さまのご質問等への対応	お客さまのご質問、苦情等につきましては誠意をもって対応いたしますので、当金庫本支店の窓口もしくは本部相談窓口・苦情窓口までご連絡ください。

【個人情報に関する相談・苦情窓口】甲府信用金庫 総務部 フリーダイヤル 0120-115-240
※個人情報保護宣言の詳細については、各窓口にて「プライバシーポリシー」を備え置いています。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売にかかる契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等にかかる勧誘についてのご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口またはお客さま相談窓口（フリーダイヤル：0120-512-038）までお問い合わせください。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守します。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③の他、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、また、これらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業推進部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレットおよびポスター等により公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は36ページ参照）または総務部内お客さま意見・要望窓口（フリーダイヤル：0120-115-240）にお申出ください。

【紛争解決措置】

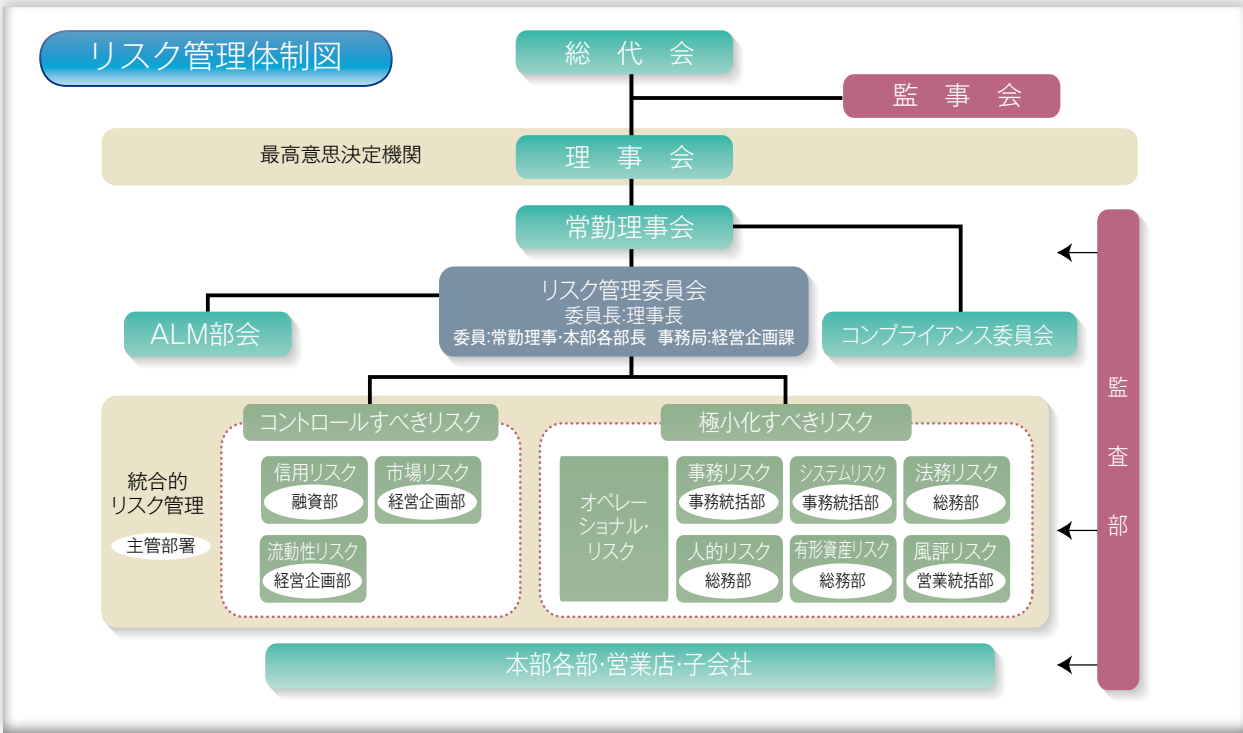
当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客さま意見・要望窓口、全国しんきん相談所（9時～17時、電話番号：03-3517-5825）および関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、の各仲裁センター等、並びに山梨県弁護士会（電話番号：055-235-7202）にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

リスク管理の状況

リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展や情報通信技術等の進歩により、金融機関が直面するリスクは複雑かつ多様化しており、健全経営を維持していくためにはリスク管理が重要な経営課題となっています。

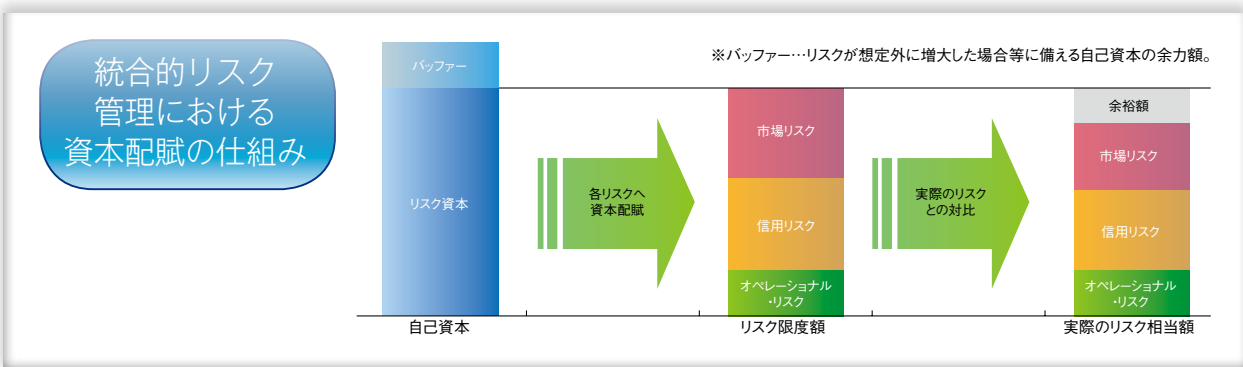
当金庫では、さまざまなリスクに対応するため、リスク部門ごとに主管部署を定め、さらにリスク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM部会等を設置し、金融環境の変化に柔軟に対応できる統合的なリスク管理体制の充実に努めています。



統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関が直面するあらゆるリスクを、それぞれのリスク部門ごとに評価・計測し、それらを総体的に捉えたうえで、金融機関の経営体力(自己資本)と比較・対照する自己管理型のリスク管理のことです。

当金庫では、自己資本額からバッファーを除いた額をリスク資本として、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクの各部門に配賦し、この配賦額と実際のリスク相当額を比較・対照することにより、適切なリスクコントロールに努めるとともに、自己資本の十分性を確認しています。



各リスク部門におけるリスク管理態勢

○ 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、営業推進部門と審査部門を分離し、厳格な審査体制を構築し、案件審査、与信管理を行うとともに、「総合融資審査支援システム」や「不動産担保管理システム」を導入し、与信管理の精度の向上を図っています。

また、「中間管理」の手法を導入し、貸出先の業況把握や経営支援を行う一方、厳格な資産査定を実施し、資産内容のリスクの度合いを把握することにより、適正な償却・引当を行っています。なお、資産査定結果については、各部門から独立した監査部による監査を受けています。

さらに、VaR（モンテカルロシミュレーション法）による信用リスクの計量化に取り組むなど、信用リスク管理体制のさらなる充実に努めています。

○ 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株式、為替等の様々な市場ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクのことです。具体的には、金利リスク、株式等の価格変動リスク、為替リスクと、これらに付随する信用リスク等を総称して市場リスクといたします。

当金庫では、保有限度額やリスク限度額について、当金庫の収益力やリスク管理能力等を勘案して定期的に見直すとともに、市場取引は、執行部門である資金証券部資金運用課（フロント部門）、経営企画部経営企画課（ミドル部門）および経営企画部経理課（バック部門）の3部門を明確に分離することで、相互牽制の徹底を図っています。

また、経営企画部経営企画課は、市場リスクの計量化、各種指標の算出に取り組み、リスク管理委員会を通じて経営陣に定期的に報告を行い、市場リスク管理体制の強化に努めています。

○ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等で通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされる（市場流動性リスク）、あるいは、予期せぬ預金の払出し等で通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされる（資金繰りリスク）ことなどにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、資金繰りの状況に応じて、「平常時」「特別時」「危機時」の3段階に区分して管理するとともに、国債等の市場流動性が高い債券や、信金業界のバックアップ役を担う信金中央金庫への預け入れを中心に運用し、常に適切な支払準備資産を確保しています。

○ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員等の活動、もしくはシステムが不適切であること、または災害など外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、オペレーショナル・リスクの種類を①事務リスク ②システムリスク ③法務リスク ④人的リスク ⑤有形資産リスク ⑥風評リスクに分類し、業務の広範囲に存在するリスクと捉え、各リスクに応じた管理体制と管理方法を定めリスクの極小化に努めています。

オペレーショナル・リスクの管理状況は、各リスク管理の主管部署からリスク管理委員会を通じて経営陣に報告され、対応策を審議するとともに必要に応じて常勤理事会、理事会に報告する態勢を整備しています。なお、リスク量の算定は、自己資本比率規制における基礎的手法を採用しています。

事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや事故、不正事件の発生等により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、金融機関の信用の基本は正確な事務処理であるとの認識に立ち、各種規定や事務取扱要領等を整備するとともに、事務ミス等に伴うリスクの極小化を図るために、事務ミスや事務事故の発生データの蓄積と要因分析を行い、再発防止と未然防止に努めています。

また、監査部による内部監査、営業店ならびに本部自身が毎月行う自己事務点検、事務統括部門による臨店指導等、相互牽制を図りながら、事務管理の厳正化に努めています。

システムリスク管理

システムリスクとは、金融機関の事務処理に不可欠であるコンピュータシステムの突然の停止や誤作動、不正使用等により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、入念なシステム安全対策を講じるとともに、コンピュータシステムと切り離して考えることのできない、お客さまのお取引内容をはじめとするさまざまな情報資産の管理に対しても、「情報資産保護に関する基本方針」「情報リスク管理規定」等を整備のうえ、強固で充実したシステムリスク管理体制の構築に努めています。

また、コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）を作成し、定期的に訓練を実施するなど、不測のシステム障害等への対応を強化しています。

法務リスク管理

法務リスクとは、当金庫の各業務が依拠するところの規定・要領・契約等が法的に不適合あるいは不十分であったり、当金庫の経営やお客さまのお取引等において、法令・金庫内規定等に違反する行為が発生することで、当金庫の信用の失墜や法的な責任の追及を受けることにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、「経営方針」「法令等遵守方針」「コンプライアンス・マニュアル」等に基づき、法令等遵守態勢の整備を行い、各種業務における法務リスクの検証と適切な管理により、リーガルチェック体制の維持・確保に努めています。

人的リスク管理

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）および差別的行為（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等）により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、採用、昇格、給与、異動、人事考課等の人事諸制度について「人事給与規定」に定め適切に運用するとともに、労働環境向上の施策として、職員が外部の専門相談員や専門医といつでも連絡がとれる「労務管理相談員制度」を制定し、人的リスク管理体制の構築に努めています。

有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、災害・その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、定期的に営繕調査を行い、店舗建物の計画的な修繕と建替えを実施しています。

また、「業務継続基本方針（BCP）」「危機管理マニュアル」などを制定し、東海地震等の大規模地震災害を想定した全店一斉の防災訓練を毎年実施するとともに、本部棟や事務センターなど、災害時において拠点となる重要施設には自家発電装置を設置し、緊急時にも迅速かつ適切な対応がとれるように備えています。

風評リスク管理

風評リスクとは、リスク耐久力、規模、成長性といった当金庫の評判を形成する内容が劣化し、顧客からみた当金庫への安心度、親密度が損なわれ、評判が低下するリスクのことです。

当金庫では、常に健全経営の堅持や顧客サービスの向上を心掛けるとともに、当金庫に対するご意見・ご指摘、または誤解があった場合に、速やかに対処するためのマニュアルを整備し、お客さまから親しまれ、信頼される企業づくりに努めています。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

● リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では、「市場リスク管理規定」において、金利リスク管理の主管部署を経営企画部と定め、定期的に金利リスクの計測・評価を行っています。具体的には、一定の金利ショックを想定したBPV法、一定の確率の範囲内でどの程度損失が発生するか理論的に算出するVaR法、期間収益の影響度を算出する収益シミュレーション法などの管理手法により、日次あるいは月次で計測を行い経営陣に報告しています。また、ストレステストの実施、ALM部会やリスク管理委員会での審議などを通じて、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

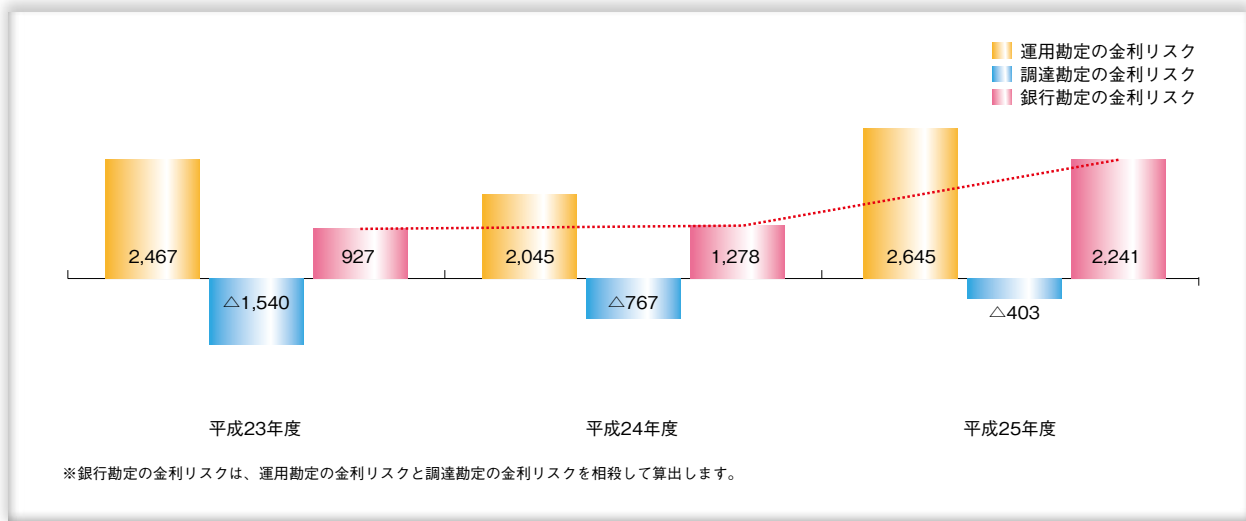
● 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、以下の定義に基づいて算定しています。

- 計測手法 GPS方式
- 計測対象 金利・期間を有する貸出金、有価証券、預け金、預金などの資産・負債
 - ※なお、コア預金については以下の定義に基づいて金利リスクの算出を行っています。
 - 残高：ア．過去5年の最低残高
イ．過去5年の最大年間流出量を現残高から引いた残高
ウ．現残高の50%相当額
以上のア～ウのうち最小額を上限とし、平成25年度末の計数はウを採用しています。
 - 満期：5年以内(平均2.5年)
- 金利ショック幅 99パーセンタイル値
- 計測の頻度 月次

銀行勘定の金利リスク

(単位：百万円)



【用語のご説明】

- ・BPV (ベース・ポイント・バリュー) 金利リスク指標の1つで、全ての期間の市場金利が1ベース・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表す手法。
- ・VaR (バリュー・アット・リスク) 将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに理論的に算出する手法。
- ・ストレステスト 例外的であるが蓋然性のある事象(リーマン・ショックなど)が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法。
- ・GPS (グリッド・ポイント・センシビリティ)方式 一定期間ごとに設定した基準時点(グリッド)の市場金利がそれぞれ微小に変化した場合の感応度から、市場金利の複雑な変化に対する資産・負債の現在価値の変化額を計算する方式。
- ・コア預金 普通預金、貯蓄預金など明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金。
- ・99パーセンタイル値 計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99パーセンタイル値は99パーセント目の値。

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に提供し、地域経済の発展に貢献するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金のご提供は、事業地域が限定された協同組織金融機関である甲府信用金庫にとって最も重要な使命です。

当金庫は、お客さまからの新規資金借入のお申込みや、返済期間など貸付条件の変更のご相談・お申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 金融円滑化の実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記の取組方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- (1) 地域金融の円滑化を図るために「金融円滑化推進委員会」を設置、営業部門と融資部門の担当理事を「金融円滑化管理責任者」に定め、金融仲介機能・コンサルティング機能を積極的に発揮し、お客さまからの各種相談にお応えするため、各種施策の検討・立案を実施してまいります。
- (2) 全ての店舗に「融資相談窓口」を設置し、事業資金をお借入のお客さまからの資金繰り等のご相談や、住宅資金等をお借入のお客さまからのご返済の条件の見直し等に関するご相談に対して、柔軟に、より迅速かつ適切にお応えしてまいります。
- (3) お客さまからの経営相談について、営業店での対応だけでなく本部の営業支援部門や経営指導部門が連携し、お客さまを積極的に支援する態勢づくりに取り組んでまいります。
- (4) お客さまの抱えている問題を十分に把握し、適切な解決策のご提案ができる体制を強化するために「目利き力養成研修」など職員の能力向上や、中小企業診断士など専門的知識を持つ職員の育成にも取り組んでまいります。
- (5) 経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当金庫は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を行います。今後、お客さまとの保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

3. 他金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから、貸付条件の変更等のお申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会、中小企業再生支援協議会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照合を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

貸付条件変更等の実施状況（債権ベース）（平成21年12月4日～平成26年3月31日までの累計）

【中小企業のお客さまからのお申込みの状況】

（単位：件、百万円）

条件変更の申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4,156	97,990	3,967	94,412	98	2,673	24	304	67	598

【住宅資金をお借入のお客さまからのお申込みの状況】

（単位：件、百万円）

条件変更の申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
333	3,886	272	3,248	19	183	1	5	41	449

ネットワーク (平成26年7月1日現在)

店舗一覧

店舗	住所	TEL	貸金庫	toto換金	AED設置
① 本店営業部★	甲府市丸の内2丁目17-6	☎055-222-3322			
② 湯村支店	甲府市湯村3丁目4-34	☎055-253-1528			
③ 緑町支店★	甲府市若松町6-26	☎055-233-0148			
④ 北支店	甲府市武田1丁目2-20	☎055-252-6411			
⑤ 南支店	甲府市住吉1丁目12-4	☎055-235-1271			
⑥ 国母支店★	甲府市国母5丁目4-2	☎055-226-4422			
⑦ 西支店★	甲府市徳行2丁目12-6	☎055-226-3024			
⑧ 東支店	甲府市和戸町353-59	☎055-237-6831			
⑨ 朝気支店	甲府市朝気1丁目9-9	☎055-237-3511			
⑩ 大里支店★	甲府市大里町4131-1	☎055-241-3521			
⑪ 塩山支店★	甲州市塩山上於曾674	☎0553-33-3233			
⑫ 加納岩支店★	山梨市上神内川1184	☎0553-22-2331			
⑬ 山梨南支店★	山梨市下神内川173-2	☎0553-22-3911			
⑭ 韭崎支店★	韭崎市本町1丁目5-28	☎0551-22-1535			
⑮ 藤井支店★	韭崎市藤井町駒井2760-1	☎0551-23-2611			
⑯ 櫛形支店	南アルプス市小笠原510-16	☎055-282-6311			
⑰ 白根支店	南アルプス市在家塚901-1	☎055-283-8339			
⑱ 竜王支店	甲斐市富竹新田141-2	☎055-276-0211			
⑲ 竜王南支店★	甲斐市西八幡1258-3	☎055-279-2171			
⑳ 敷島支店★	甲斐市中下条1343-1	☎055-277-5831			
㉑ 笛吹支店	笛吹市春日居町寺本30-1	☎0553-26-3361			
㉒ 石和支店★	笛吹市石和町窪中島106-1	☎055-263-9393			
㉓ 長坂支店	北杜市長坂町長坂上条2057	☎0551-32-3235			
㉔ 田富支店★	中央市山之神1122-530流通センター内	☎055-273-2611			
㉕ 玉穂支店	中央市若宮36-4	☎055-274-3100			

出張所 (店外キャッシュコーナー) 一覧

- ★本店営業部エ克蘭出張所
- ★本店営業部甲府共立病院出張所
- ★本店営業部飯田出張所
- 緑町支店春日町出張所
- ★緑町支店中央出張所
- 南支店甲府城南病院出張所
- 南支店山城出張所
- 西支店石田出張所
- 東支店フレスポ甲府東出張所
- 朝気支店オギノイーストモール出張所
- ★塩山支店オギノ甲州店出張所
- ★加納岩支店オギノ山梨ショッピングセンター出張所
- ★韭崎支店ラザウォーク甲斐双葉出張所
- 櫛形支店オギノ峡西出張所
- 櫛形支店増穂出張所
- 白根支店オギノキャロット六科出張所
- 竜王南支店パークス出張所
- ★敷島支店パークス敷島店出張所
- ★敷島支店響が丘出張所
- 笛吹支店一宮出張所
- ★石和支店イオン石和店出張所
- 長坂支店大泉出張所
- 長坂支店きららシティ出張所
- ★田富支店オギノリバーシティ出張所

自動機器 (ATM) 設置状況

区分	台数	
店舗内	25店舗	40台
店舗外	24カ所	24台
計	64台	

ATM お引き出し手数料

(当金庫のキャッシュカードをご利用の場合)

平日	8:00 ~	無料
	18:00 ~	108円
土曜日	8:00 ~	無料
	14:00 ~	108円
日曜・祝日	8:00 ~	108円

★視覚障がい者対応 ATM 設置

山梨信金と共同設置の出張所については、当金庫主幹事分のみを記載しています。

ATMの稼働時間は、店舗・店舗外キャッシュコーナーにより異なります。詳しくは、窓口もしくは当金庫ホームページでご確認ください。

しんきんゼロネットサービス

全国の信用金庫のATMにおいて、ご利用手数料が原則無料で当金庫のキャッシュカードがご利用いただけます!

※ご利用手数料無料の時間帯

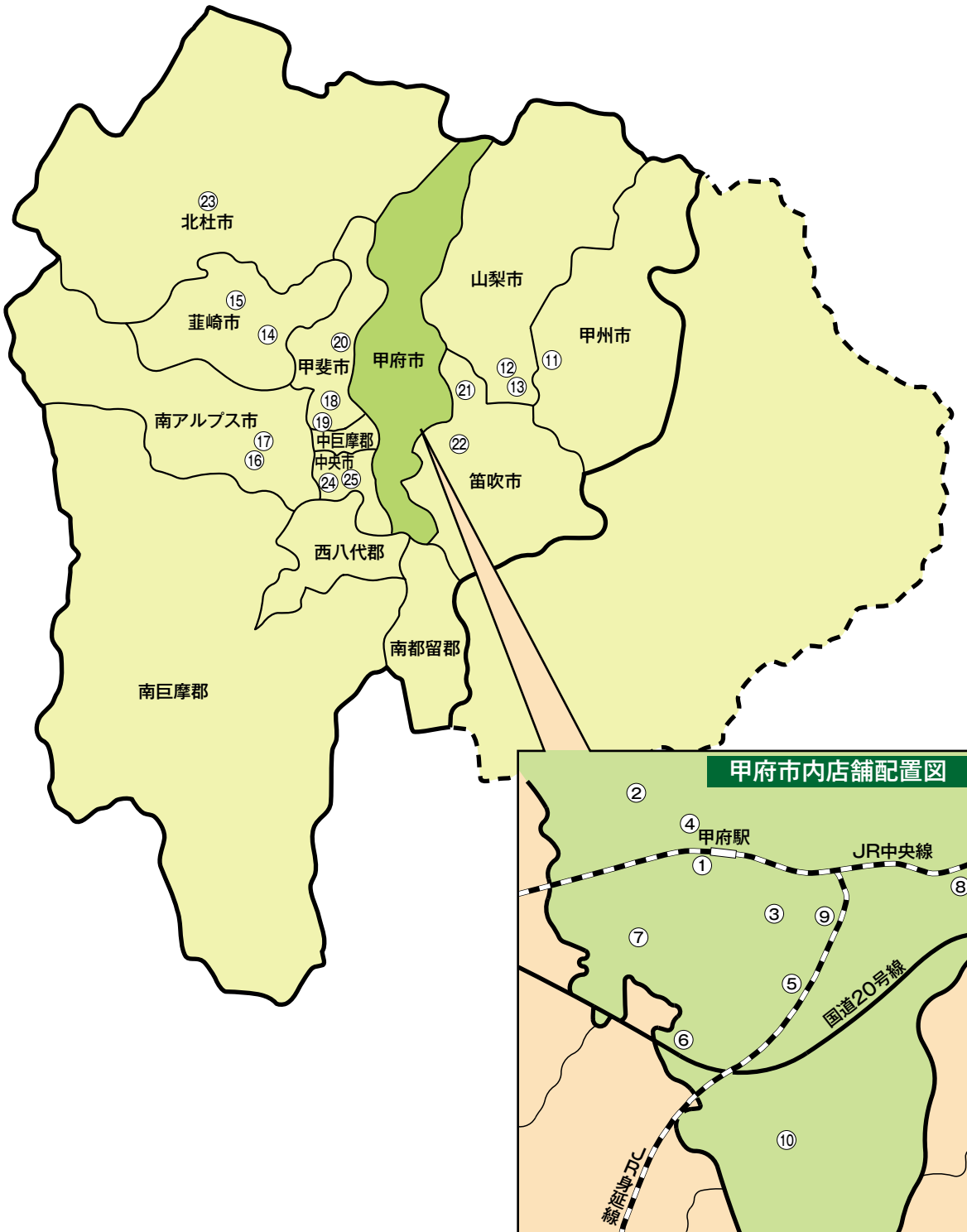
平日 8:45~18:00 (入出金)

土曜 9:00~14:00 (入出金)

※一部本サービスをご利用いただけない「しんきんATM」がございます。



店舗配置図



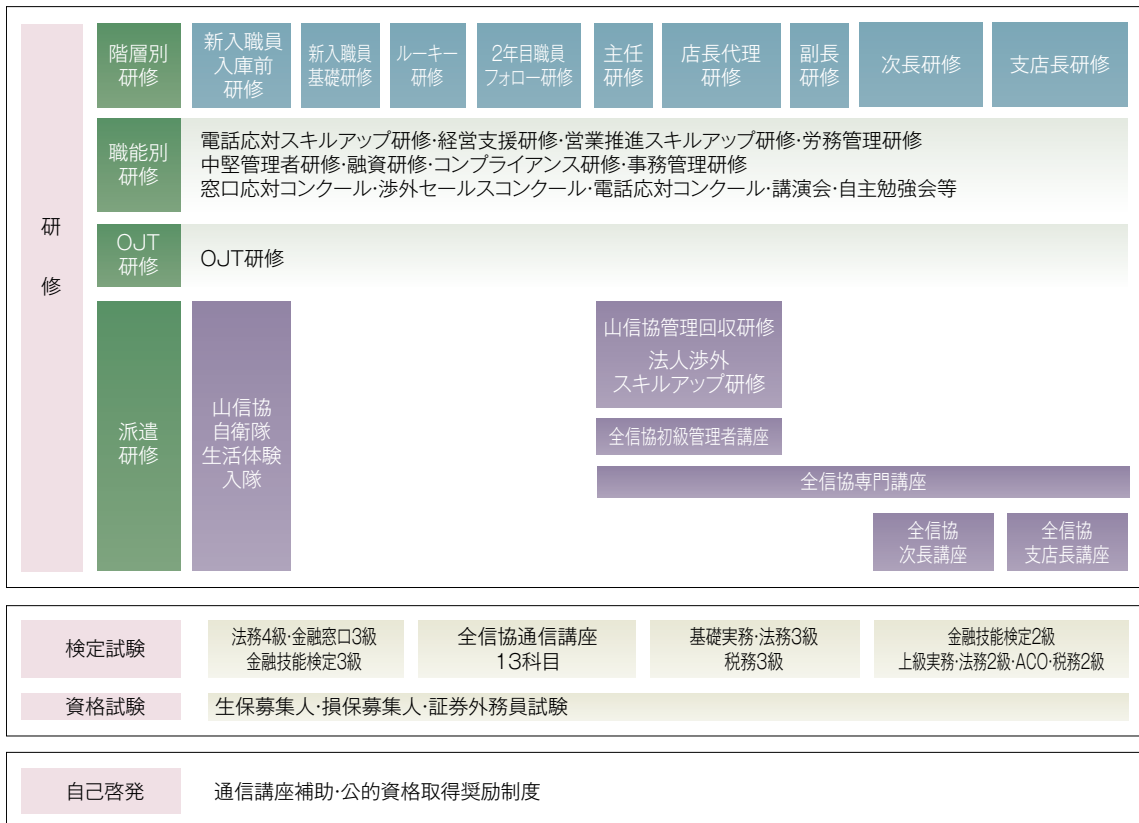
営業地区一覧

甲府市、甲州市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、中央市、西八代郡（市川三郷町）
 南巨摩郡（富士川町、早川町、身延町、南部町）、中巨摩郡（昭和町）
 南都留郡 富士河口湖町（精進、本栖、富士ヶ嶺）

教育研修制度、福利厚生

当金庫では、「地域の皆さまから安心して任される甲府信用金庫職員」としての教育研修を行っており、研修方法も「教える教育から考える教育・与える教育から助ける教育」を基本的な考え方としています。

研修体系表



福利厚生

当金庫は、役職員の心のリフレッシュとゆとりある生活を願い、福利厚生面の充実に努めています。

■会員サービス

福利厚生総合サービス「JTB “えらべる倶楽部”」

■制 度

連続休暇制度(最高9日間)
時間単位年次有給休暇制度 他
ボランティア休暇制度

■サークル活動

野球、サッカー、バドミントン、バレーボール、テニス、ゴルフ 他

■その他

ファミリーツアー、ボウリング大会 他

- この他、職員旅行の補助、健康スクリーニング、人間ドック、マッチング抛出など、さまざまな制度を積極的に導入しています。

資料編

目次

●財務諸表	
◆貸借対照表	40
◆損益計算書	41
◆剰余金処分計算書	41
◆連結情報	41
●事業年度における事業指標	
◆主要な業務の状況を示す指標	46
◆預金に関する指標	47
◆貸出金等に関する指標	47
◆貸出資産に関する指標	48
◆有価証券に関する指標	48
◆時価情報	49
◆その他の事業指標	50
◆資産の健全性に関する指標	51
●自己資本の充実の状況	
◆自己資本の構成に関する開示事項	53
◆定性的な開示事項	54
◆定量的な開示事項	56

注) 諸計数につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示していますので、合計額と一致しない場合があります。

財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度
	平成 25 年 3 月 31 日現在	平成 26 年 3 月 31 日現在
現金	4,357,150	4,562,585
預け金	85,053,150	88,466,904
買入金銭債権	18,031	11,988
金銭の信託	100,000	—
有価証券	138,385,485	141,453,818
国債	44,668,041	53,245,200
地方債	27,684,682	29,550,281
社債	61,007,649	55,239,351
株式	62,027	31,127
その他の証券	4,963,084	3,387,857
貸出金	177,771,896	175,393,366
割引手形	2,605,290	2,226,608
手形貸付	22,216,156	20,793,302
証書貸付	145,398,833	145,042,530
当座貸越	7,551,615	7,330,925
外国為替	269,488	327,586
外国他店預け	269,488	327,586
その他資産	2,493,519	2,196,512
未決済為替貸	83,380	88,007
信金中金出資金	1,311,000	1,311,000
前払費用	124,930	—
未収収益	748,142	575,809
金融派生商品	10,226	8,536
その他の資産	215,839	213,159
有形固定資産	3,507,841	3,683,343
建物	1,504,460	1,501,135
土地	1,822,689	1,871,447
リース資産	13,421	16,992
建設仮勘定	—	13,175
その他の有形固定資産	167,270	280,594
無形固定資産	86,246	189,692
ソフトウェア	60,522	164,095
その他の無形固定資産	25,724	25,597
前払年金費用	—	170,983
債務保証見返	2,036,866	1,683,903
貸倒引当金	△ 4,920,989	△ 4,088,738
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,972,954)	△ 3,293,703
資産の部合計	409,158,688	414,051,948

(単位：千円)

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度
	平成 25 年 3 月 31 日現在	平成 26 年 3 月 31 日現在
預金積金	380,864,700	384,402,129
当座預金	5,760,686	5,266,775
普通預金	124,252,825	124,873,748
貯蓄預金	1,217,693	1,153,483
通知預金	1,571,058	1,659,295
定期預金	232,447,743	237,063,837
定期積金	13,546,036	11,585,401
その他の預金	2,068,656	2,799,587
借入金	3,278,651	4,588,737
借入金	3,278,651	4,588,737
外国為替	—	10,381
売渡外国為替	—	10,381
その他負債	1,061,528	1,064,670
未決済為替借	176,385	135,372
未払費用	367,934	319,343
給付補填備金	33,134	7,643
未払法人税等	5,597	5,597
前受収益	134,631	139,806
払戻未済金	9,950	11,786
払戻未済持分	10	—
職員預り金	191,373	179,043
金融派生商品	10,708	8,401
リース債務	13,421	16,992
資産除去債務	38,556	152,725
その他の負債	79,824	87,958
賞与引当金	147,498	143,931
役員退職慰労引当金	218,870	96,630
睡眠預金払戻損失引当金	5,350	3,311
偶発損失引当金	114,279	93,525
繰延税金負債	412,560	391,887
債務保証	2,036,866	1,683,903
負債の部合計	388,140,306	392,479,107
出資金	1,849,410	1,839,760
普通出資金	1,849,410	1,839,760
利益剰余金	17,100,395	17,949,911
利益準備金	1,772,556	1,849,410
その他の利益剰余金	15,327,838	16,100,500
特別積立金	13,930,000	14,930,000
(うち本店棟耐震化改修積立金)	300,000	300,000
当期未処分剰余金	1,397,838	1,170,500
処分未済持分	△ 18	△ 10,053
会員勘定合計	18,949,787	19,779,618
その他有価証券評価差額金	2,068,593	1,793,222
評価・換算差額等合計	2,068,593	1,793,222
純資産の部合計	21,018,381	21,572,841
負債及び純資産の部合計	409,158,688	414,051,948

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度
	自：平成 24 年 4 月 1 日 至：平成 25 年 3 月 31 日	自平成：25 年 4 月 1 日 至平成：26 年 3 月 31 日
経常収益	7,229,394	7,075,530
資金運用収益	6,048,933	5,940,338
貸出金利息	4,308,487	4,166,562
預け金利息	288,886	243,391
有価証券利息配当金	1,417,784	1,490,357
その他の受入利息	33,774	40,026
役員取引等収益	618,823	604,720
受入為替手数料	334,864	339,738
その他の役員収益	283,959	264,981
その他業務収益	351,605	287,166
外国為替売買益	16,719	20,422
国債等債券売却益	291,414	229,598
国債等債券償還益	120	84
その他の業務収益	43,351	37,061
その他経常収益	210,031	243,305
償却債権取立益	141,114	152,740
株式等売却益	33,934	7,856
金銭の信託運用益	935	469
その他の経常収益	34,046	82,238
経常費用	5,991,138	6,069,970
資金調達費用	234,196	231,222
預金利息	196,353	203,890
給付補填備金繰入額	14,831	8,164
借入金利息	21,987	18,232
その他の支払利息	1,024	934
役員取引等費用	368,317	408,586
支払為替手数料	118,807	122,004
その他の役員費用	249,509	286,582
その他業務費用	37,644	76,768
国債等債券売却損	118	29,028
国債等債券償還損	33,363	44,851
その他の業務費用	4,163	2,889
経費	4,453,306	4,390,729
人件費	2,870,327	2,764,005
物件費	1,514,116	1,554,784
税金	68,863	71,940
その他経常費用	897,672	962,663
貸倒引当金繰入額	572,584	174,410
貸出金償却	85,233	623,008
株式等売却損	98,805	10,801
株式等償却	12,243	—
その他の資産償却	13,038	—
その他の経常費用	115,766	154,443
経常利益	1,238,256	1,005,559
特別利益	3,133	—
固定資産処分益	3,133	—
特別損失	19,125	13,364
固定資産処分損	17,270	12,588
減損損失	1,854	776
税引前当期純利益	1,222,263	992,195
法人税、住民税及び事業税	5,597	5,597
法人税等調整額	67,593	81,976
法人税等合計	73,190	87,573
当期純利益	1,149,073	904,622
繰越金(当期首残高)	248,764	265,877
当期末処分剰余金	1,397,838	1,170,500

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度
	自：平成 24 年 4 月 1 日 至：平成 25 年 3 月 31 日	自：平成 25 年 4 月 1 日 至：平成 26 年 3 月 31 日
当期末処分剰余金	1,397,838	1,170,500
積立金取崩額	—	300,000
本店耐震化改修積立金	—	300,000
計	1,397,838	1,470,500

これを次のとおり処分いたします。

(単位：千円)

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度
剰余金処分額	1,131,960	1,255,141
利益準備金	76,854	—
普通出資に対する配当金 (配当率)	55,106 (年3%)	55,141 (年3%)
特別積立金	1,000,000	1,200,000
繰越金(当期末残高)	265,877	215,358

連結情報

当金庫の子会社は、その資産、経常収益、当期純損益および剰余金からみて、当金庫グループ全体の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成していません。

平成 24 年度および平成 25 年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、信用金庫法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

平成 25 年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成 26 年 6 月 30 日

甲府信用金庫

理事長

坂本 力 

(貸借対照表の注記)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	27年～50年
その他	3年～20年

（会計上の見積りの変更）
（耐用年数の変更）
当庫が保有する「建物」および「その他の有形固定資産」の一部は、当事業年度において、本店・本部棟および朝気支店の移転および建替えを決定したため、耐用年数を取り壊し予定月までの期間に見直しを行いました。これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が 20 百万円増加し、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ 20 百万円減少しております。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のおお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。また、破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローによる回収見込額を約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）により計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部管理課において一次査定を行い、融資企画課において二次査定を実施のうえ、当該部署から独立した監査課が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 4,567 百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、不足がある

場合の必要額を計上しております。

退職給付債務等の内容については以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 1,901 百万円
年金資産	2,216 百万円
未認識数理計算上の差異	△ 144 百万円
退職給付引当金	－ 百万円
前払年金費用	170 百万円

数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年）による定率法により算出した金額を、発生の翌期から費用処理

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（平成 25 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	1,476,279 百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,698,432 百万円
差引額	△ 222,153 百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成 25 年 3 月分）
0.3593%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 225,441 百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 16 年 10 ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金 67 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによるものであります。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税込み方式によるものであります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 12 百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額 10 百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 17 百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 5,815 百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は 112 百万円、延滞債権額は 8,498 百万円であり、なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」とい

う。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

22. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、1,503百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

24. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、10,114百万円であります。

なお、21から24に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,226百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 6,649百万円

預け金 8,020百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,144百万円

借入金 4,580百万円

上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金(定期預け金)6,500百万円を差し入れております。

27. 出資1口当たりの純資産額 589円51銭

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。このうち、変動金利型定期預金は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資関連諸規定及び信用リスク管理に関する諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に常勤理事会やリスク管理委員会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部及び経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理及びALMに関する諸規定において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画部及びALM部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的リスク管理委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、外国為替又は有価証券の為替リスクに関して、経営企画部において為替感応度分析等によるモニタリングを定期的に行っております。

為替の変動リスクを回避するための主な手段として、外貨建資産・負債のネット持高に対して市場との外貨売買取引によるヘッジを行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

保有する有価証券価格の変動リスクは、リスク管理に関する諸規定に従い、経営企画部において感応度分析及びVaR(バリュアトリック)等の手法により定期的に管理されています。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利・為替・株価等の影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金積金」及び「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、経済価値の変動額をVaRにより月次で計測し、市場リスク管理に当たっての定量的分析に利用しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間2ヶ月、信頼区間99.0%、観測期間1年)により算出しており、平成26年3月31日現在で当金庫の市場リスク量は、全体で2,543百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMをとおして、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	88,466	88,694	228
(2)有価証券	141,422	143,324	1,901
満期保有目的の債券	28,998	30,899	1,901
その他有価証券	112,424	112,424	-
(3)貸出金(*1)	175,393		
貸倒引当金(*2)	△4,088		
	171,304	174,762	3,457
金融資産計	401,194	406,781	5,587
(1)預金積金(*1)	384,402	383,912	△489
(2)借入金(*1)	4,588	4,596	7
金融負債計	388,990	388,508	△482

* 1 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

* 2 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、円金利スワップ)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30から32に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、円金利スワップ)で割り引いた価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、円金利スワップ)を用いております。

(2) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、円金利スワップ)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	10
非上場株式(*1)	21
合計	31

* 1 子会社株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、32まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,177	4,371	194
	地方債	7,003	7,430	427
	社債	17,817	19,097	1,279
	その他	—	—	—
	小計	28,998	30,899	1,901
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		28,998	30,899	1,901

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	104,978	102,442	2,535
	国債	49,068	47,493	1,574
	地方債	21,825	21,393	432
	社債	34,085	33,555	529
	その他	1,429	1,406	22
	小計	106,407	103,849	2,557
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	4,058	4,067	△9
	国債	—	—	—
	地方債	721	724	△2
	社債	3,336	3,343	△7
	その他	1,958	2,052	△93
小計	6,016	6,119	△102	
合計		112,424	109,969	2,455

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	32	—	10
債券	28,798	229	29
国債	10,284	115	28
地方債	8,628	44	0
社債	9,885	68	0
その他	250	7	—
合計	29,081	237	39

32. 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしておりますが、当事業年度における減損処理額はありません。

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

この契約に係る融資未実行残高は、39,223百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが4,440百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,176 百万円
税務上の繰越欠損金	4,634
その他	580
繰延税金資産小計	7,390
評価性引当額	△ 7,047
繰延税金資産合計	343
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	661
その他	73
繰延税金負債合計	735
繰延税金負債の純額	391

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 10 号)が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の 29%から 27%となります。この税率変更により、繰延税金資産は 25 百万円減少し、法人税等調整額は 25 百万円増加しております。

35. 表示方法の変更

前事業年度において「その他資産」の「前払費用」に含めていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 63 号平成 25 年 9 月 27 日)により改正された「信用金庫法施行規則(昭和 57 年大蔵省令第 15 号)別紙様式」を適用し、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度において、「前払費用」に含めていた「前払年金費用」は 124 百万円であります。

(損益計算書の注記)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 250 千円
- 子会社との取引による費用総額 59,212 千円
- 出資 1 口当たり当期純利益金額 24 円 53 銭
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(千円)
北杜市	遊休資産 1 店舗	土地	776

営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ)を、遊休資産は各資産を、グループの最小単位としております。本部、研修センター、倉庫等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループ 1 カ所の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額 776 千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(報酬体系について)

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与については、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を、各理事の賞与額については業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額については、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、算定方法等を規定により定めています。

(2) 平成 25 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	141

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は 8 名、監事は 1 名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」116 百万円、「賞与」1 百万円、「退職慰労金」23 百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 22 号」に基づく開示事項は、上記以外にはありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成 25 年度において、対象職員等に該当する者はいません。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2. 「同等額」は、平成 25 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
3. 平成 25 年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

事業年度における事業指標

主要な業務の状況を示す指標

● 資金運用勘定ならびに資金調達勘定

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	396,043	6,048,933	1.52	402,178	5,940,338	1.47
うち貸出金	173,991	4,308,487	2.47	173,581	4,166,562	2.40
うち預け金	93,171	288,886	0.31	89,615	243,391	0.27
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	127,286	1,417,784	1.11	137,356	1,490,357	1.08
資金調達勘定	380,662	234,136	0.06	385,793	231,198	0.05
うち預金積金	377,671	211,184	0.05	381,778	212,054	0.05
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	2,891	21,987	0.76	3,871	18,232	0.47
うち売渡手形	—	—	—	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成 24 年度 189 百万円、平成 25 年度 201 百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成 24 年度 100 百万円、平成 25 年度 47 百万円)および利息(平成 24 年度 60 千円、平成 25 年度 23 千円)を、それぞれ控除して表示しています。

● 資金運用収支・役員取引等収支およびその他業務収支ならびに業務粗利益および業務粗利益率

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度		平成 24 年度	平成 25 年度
資金運用収支	5,814,796	5,709,140	その他の業務収支	313,960	210,398
資金運用収益	6,048,933	5,940,338	その他業務収益	351,605	287,166
資金調達費用	234,136	231,198	その他業務費用	37,644	76,768
役員取引等収支	250,506	196,133	業務粗利益	6,379,263	6,115,672
役員取引等収益	618,823	604,720	業務粗利益率 (%)	1.61%	1.52%
役員取引等費用	368,317	408,586			

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	127,720	△ 346,874	△ 219,154	90,613	△ 199,208	△ 108,595
うち貸出金	△ 39,845	△ 131,391	△ 171,237	△ 9,825	△ 132,099	△ 141,924
うち預け金	9,007	△ 54,791	△ 45,784	△ 9,657	△ 35,837	△ 45,495
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	78,682	△ 80,403	△ 1,721	109,265	△ 36,692	72,573
支払利息	4,122	△ 67,302	△ 63,180	3,074	△ 6,012	△ 2,938
うち預金積金	3,532	△ 59,645	△ 56,113	2,281	△ 1,411	870
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	2,909	△ 9,828	△ 6,919	4,615	△ 8,370	△ 3,755
うちコマース・ペーパー	—	—	—	—	—	—

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めています。

● 資金運用利回り、資金調達原価率、総資金利鞘 (単位：%)

	平成 24 年度	平成 25 年度
資金運用利回り	1.52	1.47
資金調達原価率	1.22	1.19
総資金利鞘	0.30	0.28

● 利益率 (単位：%)

(単位：%)

	平成 24 年度	平成 25 年度
総資産経常利益率(又は損失率)	0.30	0.24
総資産当期純利益率(又は純損失率)	0.28	0.22

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返額)平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

● 預金積金および譲渡性預金平均残高

(単位：残高・百万円、比率・%)

	平成 24 年度				平成 25 年度			
	期末残高	構成比	平均残高	構成比	期末残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	132,802	34.86	130,803	34.63	132,953	34.58	132,455	34.69
うち有利息預金	115,726	30.38	111,825	29.60	116,990	30.43	113,996	29.85
定期性預金	245,993	64.58	245,391	64.97	248,649	64.68	247,854	64.92
うち定期預金	232,447	61.03	232,009	61.43	237,063	61.67	235,624	61.71
うち固定金利定期預金	232,414	61.02	231,977	61.42	237,030	61.66	235,590	61.70
うち変動金利定期預金	26	0.00	25	0.00	26	0.00	27	0.00
うちその他の定期預金	6	0.00	6	0.00	6	0.00	6	0.00
その他の預金	1,940	0.50	1,404	0.37	2,752	0.71	1,397	0.36
外貨預金	127	0.03	72	0.01	47	0.01	71	0.01
小計	380,864	100.00	377,671	100.00	384,402	100.00	381,778	100.00
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	380,864	—	377,671	—	384,402	—	381,778	—

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金等に関する指標

● 貸出金科目別残高

(単位：百万円)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
手形貸付	22,216	20,516	20,793	20,713
証書貸付	145,398	144,550	145,042	143,752
当座貸越	7,551	6,401	7,330	6,943
割引手形	2,605	2,522	2,226	2,172
合計	177,771	173,991	175,393	173,581

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
当金庫預金積金	6,673	6,416
有価証券	10	12
動産	—	—
不動産	48,275	45,831
その他	124	131
信用保証協会・信用保険	36,129	35,210
保証	23,864	27,120
信用	62,693	60,669
合計	177,771	175,393

● 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
当金庫預金積金	33	67
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	1,114	878
その他	—	—
信用保証協会・信用保険	823	689
保証	13	9
信用	52	39
合計	2,036	1,683

● 預貸率

(単位：%)

	平成 24 年度	平成 25 年度
期末預貸率	46.67	45.62
期中平均預貸率	46.06	45.46

- (注) 1. 預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● 貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	14,373	8.08	13,405	7.64
農業、林業	1,926	1.08	1,800	1.02
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	261	0.14	205	0.11
建設業	10,478	5.89	9,991	5.69
電気、ガス、熱供給、水道業	36	0.02	56	0.03
情報通信業	503	0.28	284	0.16
運輸業、郵便業	2,770	1.55	2,911	1.65
卸売業、小売業	25,580	14.38	23,594	13.45
金融業、保険業	2,824	1.58	3,766	2.14
不動産業	16,863	9.48	16,910	9.64
物品賃貸業	204	0.11	233	0.13
学術研究、専門・技術サービス業	776	0.43	686	0.39
宿泊業	1,759	0.98	1,791	1.02
飲食業	3,759	2.11	3,410	1.94
生活関連サービス業、娯楽業	2,604	1.46	2,106	1.20
教育、学習支援業	62	0.03	72	0.04
医療、福祉	7,459	4.19	7,487	4.26
その他のサービス	5,237	2.94	5,543	3.16
小計	97,481	54.83	94,259	53.74
地方公共団体	27,300	15.35	26,523	15.12
個人	52,989	29.80	54,611	31.13
合計	177,771	100.00	175,393	100.00

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

●金利区分別残高

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
固定金利	87,508	84,161
変動金利	90,263	91,232
合 計	177,771	175,393

●使途別残高

(単位：残高・百万円、比率・%)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	78,476	44.14	79,402	45.27
運転資金	99,295	55.85	95,990	54.72
合 計	177,771	100.00	175,393	100.00

- 特定海外債権(特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金)残高5%以上を占める国別残高
該当する取引はありません。

貸出資産に関する指標

●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 24 年度	1,025	948	—	1,025	948
	平成 25 年度	948	795	—	948	795
個別貸倒引当金	平成 24 年度	3,540	3,972	217	3,323	3,972
	平成 25 年度	3,972	3,293	1,006	2,966	3,293
合 計	平成 24 年度	4,565	4,920	217	4,348	4,920
	平成 25 年度	4,920	4,088	1,006	3,914	4,088

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
貸出金償却額	85	623

有価証券に関する指標

- 商品有価証券の種類別の平均残高 該当する取引はありません。

- 有価証券の種類別の残存期間別の残高

平成 24 年度

(単位：百万円)

	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定めのないもの	合 計
国債	—	3,685	8,604	17,437	2,797	10,355	—	42,879
地方債	104	1,031	2,148	13,533	4,537	5,781	—	27,137
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	6,905	8,863	16,332	11,280	2,764	14,151	—	60,298
株式	—	—	—	—	—	—	74	74
外国証券	600	606	200	—	—	1,400	—	2,807
その他の証券	100	293	41	1,003	400	—	516	2,355
合 計	7,710	14,480	27,326	43,255	10,500	31,688	590	135,552

平成 25 年度

(単位：百万円)

	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定めのないもの	合 計
国債	501	5,684	10,298	21,301	4,574	9,309	—	51,670
地方債	325	1,418	3,507	9,541	8,060	6,266	—	29,120
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	5,451	7,563	14,816	6,931	3,672	16,281	—	54,717
株式	—	—	—	—	—	—	31	31
外国証券	602	700	—	—	—	300	—	1,602
その他の証券	—	48	497	505	800	—	4	1,856
合 計	6,881	15,415	29,120	38,280	17,107	32,158	35	138,998

(注)上記残高は、期末日における取得原価に基づいています。

●有価証券の種類別の残高

(単位：百万円)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	44,668	38,340	53,245	49,942
地方債	27,684	20,592	29,550	26,159
短期社債	—	—	—	—
社債	61,007	58,481	55,239	57,030
株式	62	579	31	56
外国証券	2,644	6,343	1,576	2,413
その他の証券	2,318	2,948	1,811	1,754
合 計	138,385	127,286	141,453	137,356

(注)上記残高は、期末日の貸借対照表計上額に基づいています。

●預証率

(単位：%)

	平成 24 年度	平成 25 年度
期末預証率	36.33	36.79
期中平均預証率	33.70	35.97

(注)1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

時価情報

● 有価証券の時価情報

◇ 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類	平成 24 年度			平成 25 年度			
	貸借対照表計上額①	時 価②	差 額 (②-①)	貸借対照表計上額①	時 価②	差 額 (②-①)	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,199	4,390	191	4,177	4,371	194
	地方債	7,133	7,586	452	7,003	7,430	427
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	19,554	20,949	1,395	17,817	19,097	1,279
	その他	—	—	—	—	—	—
小 計	30,886	32,926	2,039	28,998	30,899	1,901	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	100	94	△ 5	—	—	—
小 計	100	94	△ 5	—	—	—	
合 計	30,986	33,020	2,033	28,998	30,899	1,901	

(注)
1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 「その他」は、外国証券です。

◇ その他の有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成 24 年度			平成 25 年度			
	貸借対照表計上額①	取得原価②	差 額 (①-②)	貸借対照表計上額①	取得原価②	差 額 (①-②)	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	
	債券	96,603	93,519	3,083	104,978	102,442	2,535
	国債	37,489	35,680	1,808	49,068	47,493	1,574
	地方債	20,550	20,003	547	21,825	21,393	432
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	38,563	37,835	727	34,085	33,555	529
	その他	1,522	1,503	19	1,429	1,406	22
	小 計	98,126	95,023	3,102	106,407	103,849	2,557
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	30	42	△ 12	—	—	
	債券	5,869	5,908	△ 38	4,058	4,067	△ 9
	国債	2,979	3,000	△ 20	—	—	
	地方債	—	—	—	721	724	△ 2
	短期社債	—	—	—	—	—	
	社債	2,889	2,908	△ 18	3,336	3,343	△ 7
	その他	3,340	3,559	△ 218	1,958	2,052	△ 93
	小 計	9,241	9,511	△ 269	6,016	6,119	△ 102
合 計	107,367	104,534	2,833	112,424	109,969	2,455	

(注)
1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券(非上場株式)は本表には含めていません。

◇ 売買目的有価証券 該当する取引はありません。

● 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成 24 年度 貸借対照表計上額	平成 25 年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	21	21
合 計	31	31

● 金銭の信託の時価情報

◇ 運用目的の金銭の信託 該当する取引はありません。

◇ 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

平成 24 年度					平成 25 年度				
貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
100	100	0	0	—	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

◇ その他の金銭の信託 該当する取引はありません。

● 規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引

- ◇ 金融先物取引等…………… 該当する取引はありません。
- ◇ デリバティブ取引…………… 右記のとおりであります。
- ◇ 先物外国為替取引…………… 該当する取引はありません。
- ◇ 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数先物取引、有価証券オプション取引または外国市場証券先物取引…………… 該当する取引はありません。
- ◇ 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引…………… 該当する取引はありません。

◇ デリバティブ取引

(単位：百万円)

店 頭	契約額等	
	平成 24 年度	平成 25 年度
為替予約		
売 建	585	1,088
買 建	416	719

(注)為替予約についての時価および評価差益につきましては、期末日に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上していますので、上記記載から除いています。

その他の事業指標

● 役務取引の状況

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
役務取引等収益	618	604
受入為替手数料	334	339
その他の受入手数料	283	264
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	368	408
支払為替手数料	118	122
その他の支払手数料	10	4
その他の役務取引等費用	239	282

● その他業務損益の内訳

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
その他業務収益	351	287
外国為替売買益	16	20
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	291	229
国債等債券償還益	0	0
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	43	37
その他業務費用	37	76
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	0	29
国債等債券償還損	33	44
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	4	2

● 職員一人当たりおよび1店舗当たりの預金・貸出金

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
職員1人当たり預金残高	984	1,016
1店舗当たり預金残高	15,234	15,376
職員1人当たり貸出金残高	459	464
1店舗当たり貸出金残高	7,110	7,015

● 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
消費者ローン	2,297	2,569
住宅ローン	34,231	35,463
合計	36,528	38,032

● 代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
(株) 日本政策金融公庫	632	453
(独) 住宅金融支援機構	9,438	8,004
(独) 福祉医療機構	1,033	873
その他	807	685
合計	11,910	10,015

● 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
送金為替	821,239	825,755
各地へ向けた分	387,032	389,804
各地から受けた分	434,207	435,950
代金取立	39,261	36,694
各地へ向けた分	33,807	31,564
各地から受けた分	5,453	5,129
合計	860,500	862,449

● 預金者別預金残高

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
個人	310,806	316,002
法人	59,976	56,747
金融機関	2,054	1,820
公金	8,025	9,832
合計	380,864	384,402

● 経費の内訳

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
人件費	2,870	2,764
報酬給料手当	2,140	2,226
その他	729	537
物件費	1,514	1,554
事務費	667	654
通信費	68	69
事務機械賃借料	37	20
事務委託費	391	389
固定資産費	272	269
土地建物賃借料	48	49
保全管理費	175	172
事業費	98	106
広告宣伝費	37	39
交際費・寄贈費・諸会費	55	61
人事厚生費	33	27
減価償却費	185	235
その他	256	261
税金	68	71
合計	4,453	4,390

● 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
一般財形	195	190
年金財形	178	178
住宅財形	33	26
合計	407	395

● 外国為替取扱高

(単位：千米ドル)

	平成 24 年度	平成 25 年度
貿易取引	105,449	102,367
輸入	96,195	89,543
輸出	9,254	12,823
貿易外取引	16,137	14,198
合計	121,586	116,565

● 外貨建資産残高

(単位：千米ドル)

	平成 24 年度	平成 25 年度
外貨建資産残高	2,903	3,368

● 公共債引受額

(単位：百万円、%)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
		構成比		構成比
国債	—	—	—	—
政府保証債	322	61.80	362	64.45
地方債	199	38.19	199	35.54
合計	521	100.00	562	100.00

● 公共債窓口販売実績

(単位：百万円、%)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
		構成比		構成比
国債	478	100.00	382	100.00
合計	478	100.00	382	100.00

資産の健全性に関する指標

当金庫では、厳格な自己査定を行い、適切な償却・引当を実施するとともに、「中間管理」の手法を取り入れ、本部と営業店が一体となり、取引先の業況把握を行ったうえで経営支援をすすめ、資産の健全性の維持に取り組んでいます。

併せて、金融機関の重要な資産である貸出金について、法令で定められる客観的基準に従い開示しています。

信用金庫法に基づく「リスク管理債権」および金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」はそれぞれ以下の表のとおりです。各開示債権は、担保・保証等による回収可能見込額と規定に基づいた貸倒引当金で十分な保全を講じており、かつ厚い内部留保を含んだ自己資本により、貸出資産の毀損に備えています。

なお、これらの開示債権すべてが回収不能な債権ということではなく、特に貸出条件緩和債権については、信用金庫の役割を踏まえ、厳しい経営環境下にある中小企業の経営を支援するため、貸出金利の引き下げや、短期一括返済を長期分割返済に切り替えたもの等が含まれており、現時点で元本または利息の支払いが延滞しているというものではありません。

●「信用金庫法」に基づく「リスク管理債権」

(単位：百万円、%)

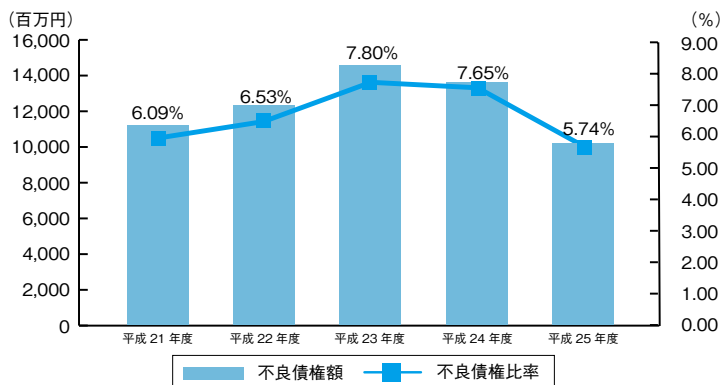
区 分	残 高 (a)	担保・保証 (b)	貸倒引当金 (c)	保全率 (b+c)/a	
破綻先債権	平成 24 年度	118	62	56	100.00%
	平成 25 年度	112	94	17	100.00%
延滞債権	平成 24 年度	11,544	5,417	3,907	80.77%
	平成 25 年度	8,498	4,155	3,268	87.35%
3ヵ月以上延滞債権	平成 24 年度	0	0	0	121.23%
	平成 25 年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成 24 年度	1,961	793	419	61.84%
	平成 25 年度	1,503	526	318	56.20%
合 計	平成 24 年度	13,624	6,273	4,383	78.22%
	平成 25 年度	10,114	4,776	3,605	82.86%

【用語のご説明】

- 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - ①会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申し立てがあった債務者
 - ②民事再生法上の規定による再生手続開始の申し立てがあった債務者
 - ③破産法の規定による破産手続開始の申し立てがあった債務者
 - ④会社法の規定による特別清算開始の申し立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- 「保全率」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

●金融再生法上の不良債権額・不良債権比率の状況および同債権に対する保全状況

当金庫では、取引先企業への様々な経営改善支援を通じ、債務者区分の維持・引き上げに取り組むとともに、不良債権のオフバランス化を積極的に進め、資産内容の健全化を図っています。こうした取り組みの結果、金融再生法上の不良債権は、前期比 36 億円減少し 101 億円となりました。金融再生法に基づく不良債権比率も、5.74%と前期比 1.91 ポイント低下しています。

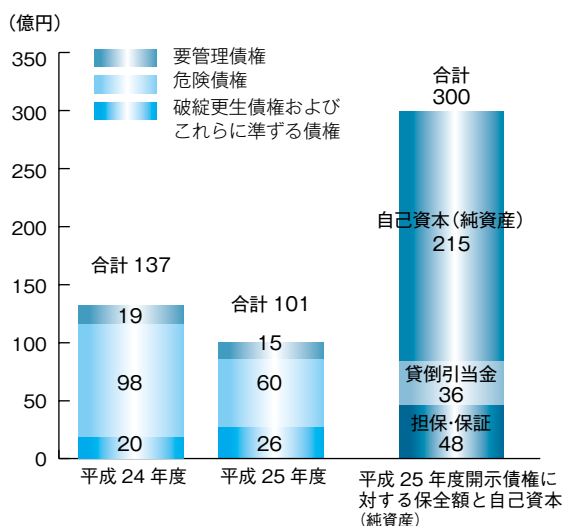


「金融再生法に基づく開示債権」に対しては、担保・保証等および貸倒引当金の 84 億円で保全を図るとともに、自己資本（純資産）を 215 億円有しており、貸出金の毀損に対して万全を期しています。

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
	平成 25 年度	10,184	8,451	4,838	3,612	82.98	67.58
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	平成 24 年度	2,008	2,008	1,254	753	100.00	100.00
	平成 25 年度	2,658	2,658	1,728	929	100.00	100.00
危険債権	平成 24 年度	9,824	7,605	4,386	3,219	77.41	59.19
	平成 25 年度	6,022	4,947	2,583	2,364	82.15	68.75
要管理債権	平成 24 年度	1,961	1,213	793	419	61.85	35.92
	平成 25 年度	1,503	845	526	318	56.20	32.62
正常債権	平成 24 年度	166,409					
	平成 25 年度	167,116					
合 計	平成 24 年度	180,204					
	平成 25 年度	177,300					

不良債権に対する保全状況



【用語のご説明】

- 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産・会社更生・再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性が高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題のない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。

自己資本の充実の状況

信用金庫法施行規則第 132 条の規定を受けた金融庁告示および監督指針に基づく開示事項は次の通りです。

I. 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本比率は、金融機関の経営の健全性・安全性を判断するうえで重要な指標の1つで、この指標が高いほど健全な経営が表現されていると評価されます。国内だけで営業を行う金融機関に適用される「国内基準」は4%以上、海外に営業拠点を有する大手銀行等に適用される「国際基準」は8%以上となっており、万一自己資本比率が基準を下回ると金融当局の行政措置（早期是正措置）が発動されることになります。

信用金庫には国内基準である4%が適用されますが、当金庫は創業以来一貫して健全経営を堅持し、平成26年3月末現在の自己資本比率は15.41%と基準を大きく上回っており、健全性は高いものと自負しています。

(旧基準)	(単位：百万円)
項目	平成24年度
(自己資本)	
出資金	1,849
うち非累積的永久優先出資	—
優先出資申込証拠金	—
資本準備金	—
その他資本剰余金	—
利益準備金	1,849
特別積立金	14,930
繰越金(当期末残高)	265
その他	—
処分未済持分	△0
自己優先出資	—
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価差損	—
営業権相当額	—
のれん相当額	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—
[基本的項目]計(A)	18,894
土地再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額	—
一般貸倒引当金	948
負債性資本調達手段等	—
負債性資本調達手段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補完的項目不算入額	△112
[補完的項目]計(B)	835
自己資本総額[(A)+(B)](C)	19,730
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	3,271
負債性資本調達手段およびこれに準ずるもの	200
期限付劣後債務および期限付優先出資ならびにこれらに準ずるもの	2,050
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む)	—
控除項目不算入額	△3,271
(控除項目)計(D)	—
自己資本額[(C)-(D)](E)	19,730
(リスク・アセット等)	
資産(オン・バランス)項目	119,979
オフ・バランス取引等項目	1,774
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	11,912
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等計(F)	133,667
単体Tier1比率(A/F)	14.13%
単体自己資本比率(E/F)	14.76%

(新基準)	(単位：百万円)	
項目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	19,724	—
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,839	—
うち、利益剰余金の額	17,949	—
うち、外部流出予定額	△55	—
うち、上記以外に該当するものの額	△10	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	888	—
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	888	—
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	20,613
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	138
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	138
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	8
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	124
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	—
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ)	20,613
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	122,002	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	271	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	138	—
うち、繰延税金資産	8	—
うち、前払年金費用	124	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	11,705	—
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	133,707
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))		15.41%

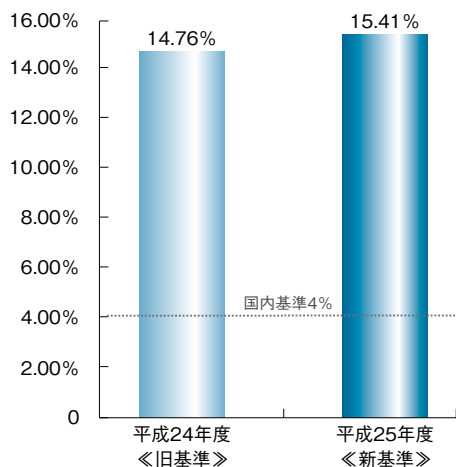
(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

【用語のご説明】

リスク・アセットとは、損失の発生する可能性のある資産のことで、総資産をリスクの度合いに応じて換算して算出します。
例えば、国債はどれほど保有していても損失の発生する可能性がないためゼロとみなし、また、抵当権付の住宅ローンは貸出残高の35%をリスク・アセットとして計上します。

単体自己資本比率の状況

国内基準 4% を大きく上回っています。



II. 定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	甲府信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,839 百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である 4% を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。また、当金庫は、各エクスポージャー（注 1）が一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、信用リスク管理についての基本方針や融資業務の基本的な理念を明示した「信用リスク管理規定」を広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する態勢を構築しています。

信用リスクの評価については、当金庫では厳格な自己査定を実施するとともに、外部スコアリングモデルや「総合融資審査支援システム」を導入するなど、信用リスクの計量化に向けて準備を進めています。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。また、信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会において経営陣に対し報告する態勢としています。

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」が平成 25 年 3 月 8 日に改正され、平成 26 年 3 月 31 日から改正後の告示が適用されたことから、平成 24 年度においては旧告示に基づく開示、平成 25 年度においては新告示に基づく開示を行っております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 平成 25 年度において、連結の範囲から除いている子会社を含めた場合の連結自己資本比率は、15.41%となります。

3. 平成 24 年度は、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例（平成 24 年金融庁告示第 56 号）に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。なお、平成 24 年度は「その他有価証券の評価差損」は発生していません。

4. 項目ごとの金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

貸倒引当金は、「自己査定規定」および「償却引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の 4 つの機関を採用しています。

- 株式会社格付情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス (S&P)

② エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関

当金庫では、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていませんが、当金庫が保有する事業会社向け債券のリスク・ウェイトの判定については、当庫の定める「資金証券等管理規定」に準じて、国内債券については、株式会社格付情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR) の 2 社、外国債券については、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス (S&P) の 2 社を採用しています。

(3) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ

該当はありません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保または保証に過度に依存しないように努めています。ただし、融資審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う主要な担保には、当金庫預金積金、有価証券、

不動産などがあり、その手続については、金庫が定める担保管理事務取扱要領および担保不動産調査・評価細則等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っています。一方、当金庫が扱う主要な保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証などがあります。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める要整理貸出金管理規定や各種約定書等に基づき、適切な取扱いに努めています。

なお、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として国・地方公共団体・一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人による保証、その他未担保預金などが該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価については、当該法人が適格格付機関から付与されている格付けにより判定をしています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

5. 派生商品取引および長期決済取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等にかかるリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されており、市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠と一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。以上により当該取引にかかる市場リスクおよび信用リスクのリスク管理に努めています。

なお、当金庫においては、有価証券運用における派生商品取引はありません。

また、長期決済期間取引も該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引にかかるエクスポージャーをいいます。【また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。】

当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っています。

当金庫が証券化エクスポージャーを保有する場合には、「資金証券等運用規定」「資金証券等管理規定」「証券化商品運用管理基準」に基づき取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な

運用・管理を行うこととしています。

なお、当金庫は証券化エクスポージャーを保有していません。

(2) 自己資本比率告示第 249 条第 4 項第 3 号から第 6 号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産にかかる市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデュデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることをフロント部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、新規投資の都度、リスク管理委員会の審査を経たうえで、決定することとしています。

また証券化エクスポージャーを保有した場合には、ミドル部門において当該証券化エクスポージャーおよび裏付資産にかかる情報を取引先または証券会社等から個別案件ごと定期的および適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしています。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引および再証券化取引を用いていません。

(4) 証券化エクスポージャー信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人を除く）のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）にかかる証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫はオリジネーターとして証券化取引を取り扱っていないため、当金庫の子法人等（連結子法人等を除く）および関連法人等は、当金庫が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有していません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の 4 機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付情報センター (R & I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービシズ・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ (S&P)

7. マーケットリスクに関する事項

該当はありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

32、33 ページを参照願います。

9. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

銀行勘定における出資等または株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンドへの出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) (注2) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会や常勤理事会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、「余資運用方針」のなかで定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資へのヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けています。

一方、非上場株式、子会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドへの出資金に関しては、当金庫が定める「資金証券等運用規定」「資金証券等管理規定」「余資運用方針」等に基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リス

クの状態は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

10. 金利リスクに関する事項

34 ページを参照願います。

【用語のご説明】

(注1) エクスポージャー

リスクにさらされている資産のこと。

(注2) VaR (バリュー・アット・リスク)

将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに理論的に算出する手法。

Ⅲ. 定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成 24 年度		平成 25 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額	121,754	4,870	122,002	4,880
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	121,704	4,868	126,502	5,060
(i) 外国の中央政府および中央銀行向け	8	0	—	—
(ii) 外国の中央政府等以外の公共部門向け	18	0	—	—
(iii) 国際開発銀行向け	—	—	—	—
(iv) 地方公共団体金融機構向け	328	13	509	20
(v) 我が国の政府関係機関向け	1,916	76	1,822	72
(vi) 地方三公社向け	322	12	475	19
(vii) 金融機関および第一種金融商品取引業者向け	19,471	778	17,637	705
(viii) 法人等向け	43,818	1,752	40,216	1,608
(ix) 中小企業等向けおよび個人向け	34,804	1,392	36,493	1,459
(x) 抵当権付住宅ローン	5,104	204	5,188	207
(xi) 不動産取得等事業向け	7,305	292	6,920	276
(xii) 3 ヶ月以上延滞等	935	37	800	32
(xiii) 信用保証協会等による保証付	2,315	92	2,267	90
(xiv) 上記以外	5,354	214	14,171	566
②証券化エクスポージャー	50	2	—	—
③複数の資産を裏付けとする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			271	10
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△ 4,802	△ 192
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額			29	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	11,912	476	11,705	468
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	133,667	5,346	133,707	5,348

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) ならびにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「3 ヶ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 4. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<表中ロ. のリスクアセット算定方法>

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

2. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

（1）信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

<業種別および残存期間別>

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券				デリバティブ取引		3 ヶ月以上延滞エクスポージャー	
	24 年度	25 年度	24 年度	25 年度	24 年度		25 年度		24 年度	25 年度	24 年度	25 年度
					国内	国外	国内	国外				
製造業	23,884	22,011	15,147	14,151	8,706	—	7,859	—	—	—	169	103
農・林・漁業	2,095	1,950	2,095	1,950	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2,265	2,416	261	205	2,003	—	2,210	—	—	—	—	—
建設業	12,071	11,555	11,870	11,354	200	—	200	—	—	—	145	116
電気・ガス・熱供給・水道業	645	663	37	56	607	—	606	—	—	—	—	—
情報通信業	1,437	1,116	535	315	901	—	801	—	—	—	72	71
運輸業、郵便業	4,317	4,047	2,913	3,044	1,404	—	1,002	—	—	—	10	10
卸売業、小売業	28,504	25,994	26,990	24,876	1,505	—	1,103	—	8	14	239	217
金融業、保険業	103,187	101,899	3,560	4,385	10,534	2,126	5,509	1,608	11	12	—	—
不動産業	19,073	19,033	18,368	18,329	704	—	704	—	—	—	288	214
物品賃貸業	207	237	206	236	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,137	958	1,012	934	101	—	—	—	—	—	30	—
宿泊業	1,844	1,822	1,844	1,822	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	4,779	4,404	4,779	4,404	—	—	—	—	—	—	80	78
生活関連サービス業、娯楽業	3,302	2,763	3,096	2,557	200	—	200	—	—	—	14	14
教育、学習支援業	93	100	93	100	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	8,109	8,168	8,109	8,168	—	—	—	—	—	—	26	23
その他のサービス	5,934	6,780	5,733	6,079	200	—	701	—	—	—	84	29
国・地方公共団体等	130,955	140,895	27,433	26,523	102,989	525	114,370	—	—	—	—	—
個人	46,092	47,773	46,092	47,773	—	—	—	—	—	—	301	335
その他	11,765	11,304	23	29	501	—	501	—	805	185	—	—
業種別合計	411,702	415,897	180,204	177,300	130,562	2,651	135,772	1,608	825	211	1,464	1,216
1 年以下	71,576	79,804	34,419	31,411	6,925	603	6,195	605	23	211	—	—
1 年超 3 年以下	55,887	53,667	12,592	12,935	13,394	610	14,482	700	3	—	—	—
3 年超 5 年以下	54,412	57,550	17,292	18,092	26,903	177	28,458	—	—	—	—	—
5 年超 7 年以下	66,846	63,808	17,589	21,937	43,472	—	38,870	—	798	—	—	—
7 年超 10 年以下	50,677	48,729	40,483	32,719	9,794	—	16,010	—	—	—	—	—
10 年超	70,308	71,646	38,975	39,588	30,072	1,261	31,755	302	—	—	—	—
期間の定めのないもの	41,992	40,690	18,851	20,616	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	411,702	415,897	180,204	177,300	130,562	2,651	135,772	1,608	825	211	—	—

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3 ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金・有形固定資産などが含まれます。

4. CVA リスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、債権を除いて「地域別」の区分は省略しています。

（2）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 24 年度	1,025	948	—	1,025	948
	平成 25 年度	948	795	—	948	795
個別貸倒引当金	平成 24 年度	3,540	3,972	217	3,323	3,972
	平成 25 年度	3,972	3,293	1,006	2,966	3,293
合 計	平成 24 年度	4,565	4,920	217	4,348	4,920
	平成 25 年度	4,920	4,088	1,006	3,914	4,088

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	目的使用		その他		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
製造業	289	194	194	169	12	16	276	177	194	169	2	-
農・林・漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	100	65	65	43	17	27	82	38	65	43	26	1
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-
運輸業、郵便業	4	4	4	4	-	-	4	4	4	4	-	-
卸売業、小売業	1,679	2,646	2,646	2,179	88	434	1,591	2,211	2,646	2,179	14	426
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	660	439	439	283	28	213	631	225	439	283	-	53
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	35	36	36	8	-	-	35	36	36	8	-	-
宿泊業	2	8	8	306	-	-	2	8	8	306	-	-
飲食業	158	88	88	84	-	42	158	45	88	84	-	63
生活関連サービス、娯楽業	310	304	304	16	-	230	310	73	304	16	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	4	-	-	-	-	-	4	-	4
その他のサービス	115	56	56	9	40	8	74	48	56	9	-	2
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	181	127	127	183	27	33	153	94	127	183	39	71
業種別合計	3,540	3,972	3,972	3,293	217	1,006	3,323	2,966	3,972	3,293	85	623

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスクウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	129,610	-	127,586
10%	-	46,245	-	50,480
20%	3,314	88,100	3,110	90,653
35%	-	14,899	-	15,209
50%	20,260	816	19,156	686
75%	-	51,948	-	54,153
100%	603	55,651	301	54,320
150%	-	252	-	238
250%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	24,177	387,524	22,568	393,328

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
4. 「1.250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1.250%を適用したエクスポージャーの額を記載しています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	6,005	5,727	13,465	12,479	-	-	-	-
①ソブリン向け	-	-	8,886	7,805	-	-	-	-
②金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
③法人等向け	2,557	2,510	-	17	-	-	-	-
④中小企業等・個人向け	3,380	3,106	4,273	4,391	-	-	-	-
⑤抵当権付住宅ローン	31	28	296	262	-	-	-	-
⑥不動産取得等事業向け	36	83	-	-	-	-	-	-
⑦3カ月以上延滞等	-	-	9	3	-	-	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	10	8

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果		担保による信用リスク削減手法の効果	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
①派生商品取引合計	19	26	19	26
(i) 外国為替関連取引	19	26	19	26
(ii) 金利関連取引	-	-	-	-
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	19	26	19	26

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法の効果を実施するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	1,002	1,807

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

担保の種類別の額	該当する取引はありません。
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合

該当する取引はありません。

(2) 投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位：百万円)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	100	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—

(注) 当金庫の保有する証券化商品は、信用金庫向け劣後ローン・優先投資を原資産としたものです。

b. 再証券化エクスポージャー…該当する取引はありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	オン バ ラ ン ス 取 引	オフ バ ラ ン ス 取 引	オン バ ラ ン ス 取 引	オフ バ ラ ン ス 取 引	オン バ ラ ン ス 取 引	オフ バ ラ ン ス 取 引	オン バ ラ ン ス 取 引	オフ バ ラ ン ス 取 引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	100	—	—	—	2	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4
2. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成 24 年度は資本控除した額、平成 25 年度はリスク・ウェイト 1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しています。なお、(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー…該当する取引はありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳…該当する取引はありません。

④証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	信用リスク・アセットの額	
	平成 24 年度	平成 25 年度
経過措置適用の証券化エクスポージャー	—	—

(注) 「経過措置」とは、自己資本比率告示附則第 15 条において、平成 18 年 3 月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成 26 年 6 月 30 日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができるということです。

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	36	36	4	6
非上場株式等	1,435	1,435	1,392	1,392

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
売却益	33	7
売却損	98	10
償 却	12	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

出資等エクスポージャー	平成 24 年度	平成 25 年度
評価損益	△ 10	1

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

出資等エクスポージャー	平成 24 年度	平成 25 年度
評価損益	—	—

7. 金利リスクに関する事項

【銀行勘定の金利リスク】

(単位：百万円)

運用勘定	平成 24 年度	平成 25 年度
貸出金	483	576
有価証券等	1,377	1,992
預け金	184	75
その他	0	0
運用勘定 合計	2,045	2,645

調達勘定	平成 24 年度	平成 25 年度
定期性預金	552	318
要求払預金	207	71
その他	6	13
調達勘定 合計	767	403

	平成 24 年度	平成 25 年度
銀行勘定の金利リスク	1,278	2,241

(注) 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算出します。

開示項目一覧

本誌は、信用金庫法施行規則に基づいて作成しています。その基準に該当する各項目は、以下のページに掲載しています。
 なお、当金庫では信用金庫法施行規則に定める開示項目以外にも、その他の開示項目として積極的な情報の開示を行っています。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

1. 金庫の概況および組織に関する事項	48
(1) 事業の組織	15
(2) 理事ならびに監事の氏名および 役職名	15
(3) 事務所の名称および所在地	36
2. 金庫の主要な事業の内容	7
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の 概況	5
(2) 直近の5事業年度における主要な 事業指標	
①経常収益	6
②経常利益または経常損失	6
③当期純利益または当期純損失	6
④出資総額および出資総口数	6
⑤純資産額	6
⑥総資産額	6
⑦預金積金残高	6
⑧貸出金残高	6
⑨有価証券残高	6
⑩単体自己資本比率	6
⑪出資に対する配当金	6
⑫職員数	6
(3) 直近の2事業年度における事業指標 < 主要な業務の状況を示す指標 >	
①業務粗利益および業務粗利益率	46
②資金運用収支、役員取引等収支 およびその他業務収支	46
③資金運用勘定ならびに資金調達 勘定の平均残高、利息、利回り および資金利鞘	46
④受取利息および支払利息の増減	46
⑤総資産経常利益率	46
⑥総資産当期純利益率	46
< 預金に関する指標 >	
①流動性預金、定期性預金、 譲渡性預金、その他の預金の 平均残高	47
②固定金利定期預金、変動金利 定期預金およびその他の区分 ごとの定期預金の残高	47
< 貸出金等に関する指標 >	
①手形貸付、証書貸付、当座貸越 および割引手形の平均残高	47
②固定金利および変動金利の区分 ごとの貸出金の残高	48
③担保の種類別の貸出金残高 および債務保証見返額	47
④使途別の貸出金残高	48
⑤業種別の貸出金残高および 総額に占める割合	47
⑥特定海外債権残高の5%以上 を占める国別の残高	48
⑦預貸率の期末値および 期中平均値	47
< 有価証券に関する指標 >	
①商品有価証券の種類別の 平均残高	48
②有価証券の種類別の 残存期間別の残高	48
③有価証券の種類別の残高	48
④預証率の期末値および 期中平均値	48
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の状況	31
(2) 法令遵守の体制	28
(3) 中小企業の経営支援および 地域活性化のための取組状況	24
(4) 金融 ADR 制度への対応	30
5. 金庫の直近の2事業年度における 財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書および 剰余金処分計算書	40
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額 およびその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	51
②延滞債権に該当する貸出金	51
③3カ月以上延滞債権に該当 する貸出金	51
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	51
(3) 自己資本の充実の状況について 金融庁長官が別に定める事項	53
(4) 取得価額または契約価額、時価 および評価損益	
①有価証券	49
②金銭の信託	49
③規則第102条第1項第5号 に掲げる取引 (デリバティブ取引等)	49
(5) 貸倒引当金の期末残高および 期中の増減額	48.57
(6) 貸出金償却の額	48
(7) 金庫が法第38条の2第3項により 会計監査人の監査を受けている旨	41
6. 報酬体系について	45
7. 金庫の子会社等に関する事項	15.41

その他の開示項目

1. 概況、経営に関する事項	
ごあいさつ	
基本理念・経営計画	2
内部管理基本方針および 融資基本方針(クレジット・ポリシー)	3
「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針	4
店舗数	6
会員数	6
役員数	6
2. 経理、経営内容に関する事項	
金融再生法開示債権および同債権 に対する保全状況	52
業務純益	6
役員取引の状況	50
その他業務損益の内訳	50
経費の内訳	50
職員1人当たりおよび1店舗あたりの 預金・貸出金残高	50
3. 資金調達に関する事項	
預金者別預金残高	50
財形貯蓄残高	50
4. 資金運用に関する事項	
貸出金科目別期末残高	47
消費者ローン、住宅ローン残高	50
5. 証券業務に関する事項	
公共債引受額	50
公共債窓口販売実績	50
6. その他の業務に関する事項	
手数料一覧	14
代理貸付残高の内訳	50
内国為替取扱実績	50
外国為替取扱高	50
外貨建資産残高	50
7. その他の事項	
営業のご案内	8
当金庫のあゆみ	16
この1年のトピックス等	17
総代会制度	18
CSR(企業の社会的責任)と 文化・社会的貢献活動	21
顧客保護等管理態勢	29
金融円滑化への対応	35
店舗一覧・店外キャッシュコーナー	36
教育研修制度、福利厚生	38

甲府しんきん

新本店・本部棟 平成27年5月竣工予定



(完成予想図)

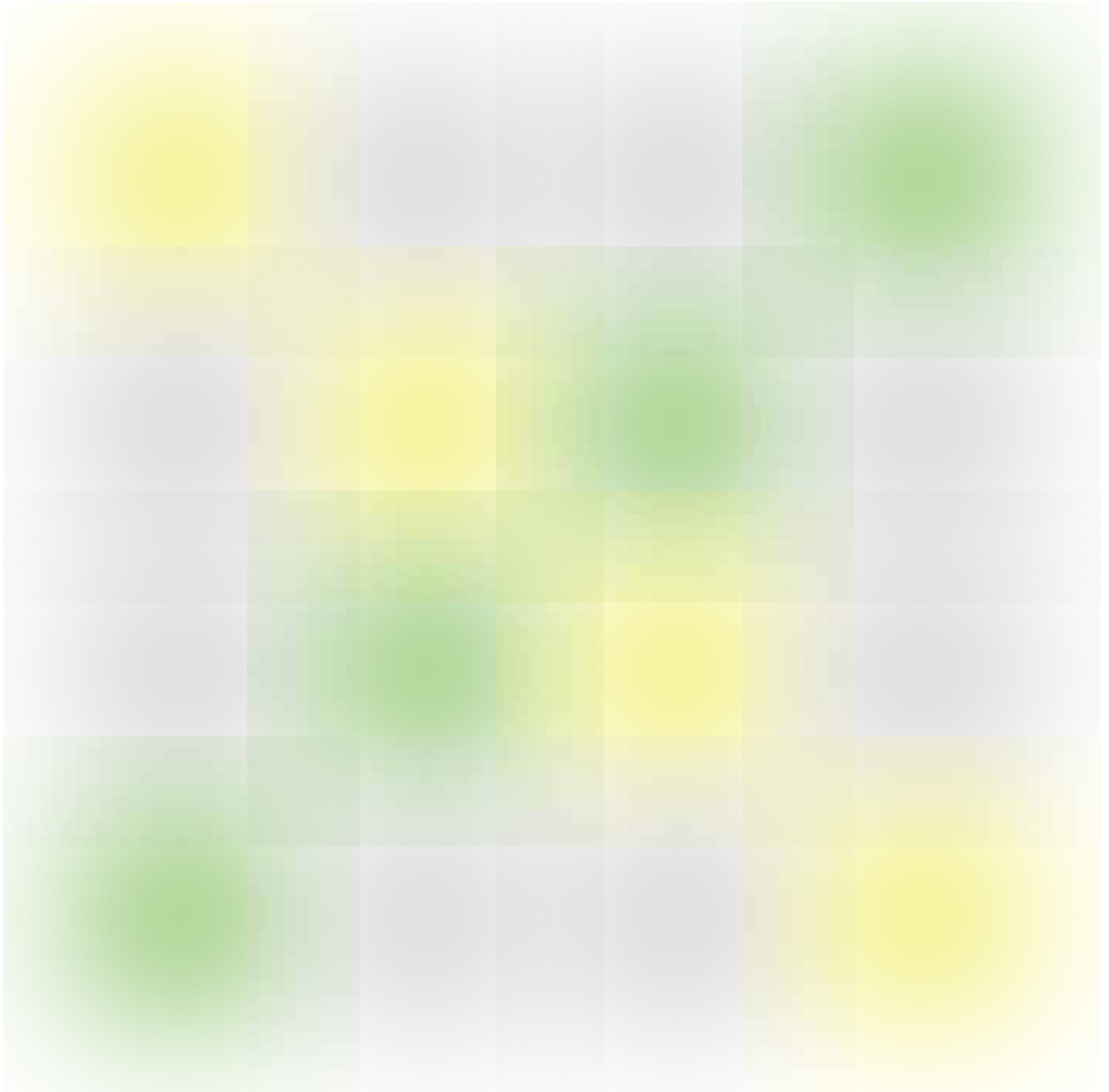
現本店・本部棟は、昭和 43 年の建築であり老朽化が懸念されていましたが、大規模地震にも耐えうる新本店・本部棟への建替えにより、非常時における業務継続態勢の確保が可能となります。さらに、駐車スペースも広くなり、お客さまの利便性も一段と向上いたします。

当金庫は、創業以来「地域との共存共栄」の理念のもと、地元経済とともに歩んでまいりました。これからも、お客さまとしっかりと向き合い、きめ細かなサービスを通して「親しまれ信頼される信用金庫」を目指してまいります。

平成 30 年に迎える創業 100 周年に向けて、地元経済発展に貢献すべく立派な建物にふさわしい経営内容を築いてまいります。

 甲府信用金庫

<http://www.kofushinkin.co.jp>



甲府信用金庫

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2丁目17番6号
TEL.055(222)0231(代表)

お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-512-038
お客さま意見・要望窓口 フリーダイヤル 0120-115-240

<http://www.kofushinkin.co.jp>



VOC FREE



この印刷物は環境にやさしいVOC(揮発性有機化合物)成分フリーの植物油型インキを使用して印刷しました。